

明日をひらく地域活性化のための情報誌

地域づくり



特集 ■ 公園を生かしたまちづくり

3

2006

ISSN 1340-8917



遠州3山の一つ油山寺の三重塔。高さ約23メートル、建久元年(1190年)に源頼朝公が眼病全快のお礼に建立したといわれる



(上) 旧東海道沿いの袋井宿 東本陣公園



(右) 江戸時代の面影を残す松並木

袋井宿は東海道五十三次のうち西からも東からも27番目。ちょうど真ん中の宿場



小笠山総合運動公園にあるエコスタジアム。2002年の日韓共催W杯サッカー大会会場の一つ

グラビア

1・23 公園を生かしたまちづくり

47 都道府県漫遊●北九州市

48 手前みそですが…●秋田県小坂町

3 巻頭エッセー ● 「知の地域づくり」を目指して 片山善博(鳥取県知事)

特集 公園を生かしたまちづくり

4 公園整備をめぐる課題について 興水 肇(明治大学農学部 教授)

8 札幌市 市民参加型の公園造り推進 大友雅子

10 日本大学工学部 産学協同で雨水ろ過長期保水システム開発 出村克宣

12 茨城県 焼物の里の魅力生かした笠間芸術の森公園 武長眞司

14 千葉県市川市 災害に強いまちづくりを目指す 小林正志

16 東京都 環境との共生目指して屋上緑化展開 豊福正己

18 神奈川県横浜須賀市 新たな整備手法としてPFI方式全国初導入 佐藤和彦

20 長野県小布施町 おぶせオープンガーデン 寺島文彦

28 環境市民・東海 コミュニティガーデン通じて緑化とまちづくり 鶴岡 朗

30 大阪府 高齢者・障害者が使いやすい公園造り進める 陣門泰輔

32 北九州市 市民の力で再生し、市民が支える公園 佐村良夫

34 長崎県島原市 湧水や歴史的遺産生かした修景整備に努める 小川 学

36 緑とオープンスペースの総合的な施策展開について 国土交通省都市・地域整備局公園緑地課

レギュラーレポート

コラム

22 県南の中核都市、光り輝くまちづくり目指して 岩浅嘉仁(徳島県阿南市長)

スポーツ拠点づくり推進事業

27 動きだしたスポーツ拠点づくり

全国地域リーダー養成塾 先進市町村現地調査報告

38 熱い人たちの心意気と笑顔に触れて 川崎 勉(小田切ゼミ)

39 まちを愛する熱い心が地域を変える 茂呂あかね(北沢ゼミ)

海外調査研究事業報告

40 繊維産業で重負担うインパナトーレ プラート市[イタリア]

41 時代の要請に柔軟に対応してきたエコミュゼ ル・クルソー市[フランス]

地域づくり団体探訪

42 劇団「シアター・あだたら」 福島県大玉村

44 熊本県建築士会まちづくり委員会 熊本市

46 センター通信

OCジュニアオリンピックカップ 全国エアロビック選手権大会

in 袋井



●文Ⅱ中 ●カメラⅡ小形又男

開催地ではあつたが、大会に選手を送り出せなかった袋井市は昨年末に体制をすでに整え、選手育成に本格的に乗り出している。二、三年後の全国大会出場を目指している。さらに大会を盛り上げる意味からもその成果に期待したい。

小学生から高校生まで出場する競技エアロビックの全国大会は今回が初めて。年齢別のシングル、トリオ、チームの各部門に分かれて演技が行われた。エコパアリーナ内に特設された演技場で、選手たちはビートの利いた音楽に合わせてステップを踏んだり、跳びはねたりと躍動感あふれる演技で、観客や応援の家族らが詰めかけた会場を大いにわかせた。

小学生から高校生まで出場する競技エアロビックの全国大会は今回が初めて。年齢別のシングル、トリオ、チームの各部門に分かれて演技が行われた。エコパアリーナ内に特設された演技場で、選手たちはビートの利いた音楽に合わせてステップを踏んだり、跳びはねたりと躍動感あふれる演技で、観客や応援の家族らが詰めかけた会場を大いにわかせた。

●表紙Ⅱ静岡県袋井市

JOCジュニアオリンピックカップ

全国エアロビック選手権大会in袋井

(財)地域活性化センターが支援する、小中学生や高校生を対象にした「全国エアロビック選手権大会」が一月九日、静岡県袋井市の小笠山総合運動場・エコパアリーナで開かれた(左の写真)。全国から約三百五十人が出場し、日ごろ鍛えた技を競った。



雨水ろ過長期保水システム ● 日本大学工学部 (p10) システムを整備した心静緑感広場

公園を生かしたまちづくり



札幌市街地が一望できる旭山記念公園

住民参加でみどりを育てる旭山記念公園 ● 札幌市 (p8)

笠間芸術の森公園 ● 茨城県 (p12)



「陶の杜」のオブジェ「土の記憶より」土が生き物のように地面から伸び出しているようだ



災害に備えた大洲防災公園 ● 千葉県市川市 (p14)

(上) 物資輸送の中継拠点である物資積み下ろし場。道幅も広く、大型車両の進入も可能

(下) かまどになるベンチ。いざとなれば、ここで炊き出し

屋上緑化の展開 ● 東京都 (p16)

玉川高島屋の屋上等緑化 (世田谷区)



壁面緑化の例



おぶせオープンガーデン ● 長野県小布施町 (p20) オープンガーデン



PFI方式の導入 ● 神奈川県横須賀市 (p18) じゃぶじゃぶ池

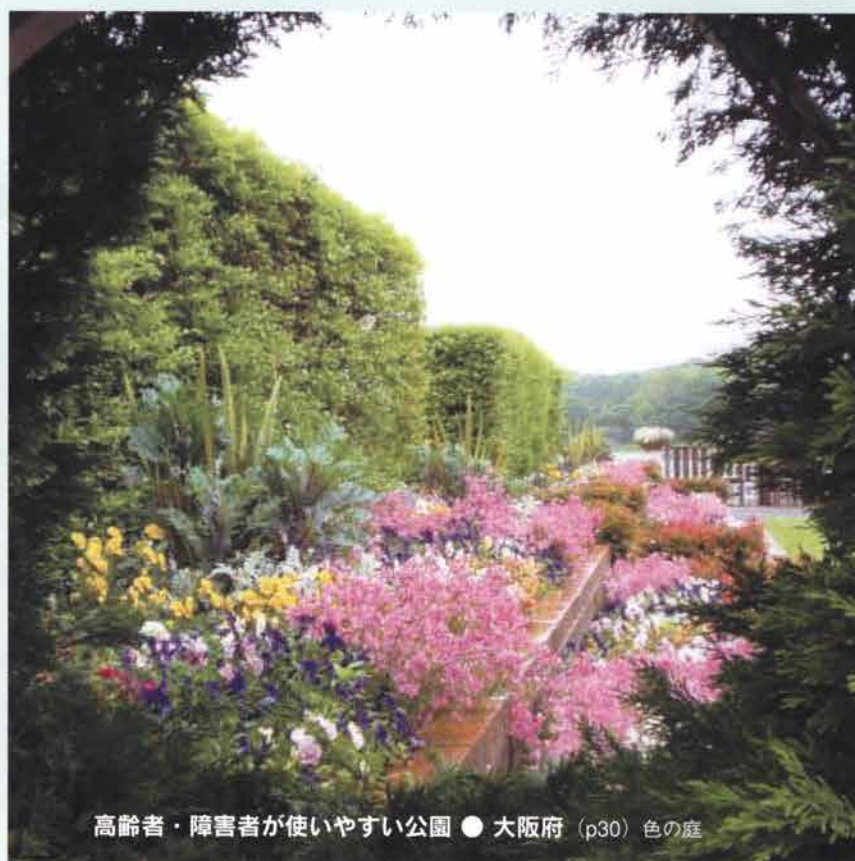


コミュニティガーデン ● 環境市民・東海 (p28)

市民の力で再生した到津の森公園 ● 北九州市 (p32)



飼育グループがウサギ飼育舎の床材交換作業



高齢者・障害者が使いやすい公園 ● 大阪府 (p30) 色の庭

湧水や歴史的遺産生かした修景整備 ● 長崎県島原市 (p34)



コイの泳ぐ街ポケットパーク



来園者に園内ウオークラリーについて説明する環境グループ



鳥取県知事
片山善博

「知の地域づくり」を 目指して

私は、鳥取県知事に就任以来、情報公開に努め、県民に分かりやすいガラス張りの県政を目指しています。

私は、県政は県民が主役でなければならない、そして何よりも県民一人ひとりの力が必要だと考えています。そのためにも、教育を大切にし、福祉の心を育み、文化、芸術、スポーツ、読書など、日ごろの取り組みを通して自らを高めていただける「知の地域づくり」を目指す必要があると考えています。

現在、国の構造改革の一環として、地方分権改革が進められています。本県においても業務の効率化や制度改革に取り組まなければなりません。地方の財源確保と自主性の強化という本来の理念に沿ってこの改革が遂行されるよう、「地域の自立」に資することが肝要だと思います。県内の市町村合併も一通り終了し、合併前のほぼ半数の十九市町村になりました。地方交付税の削減などにより、県・市町村共に厳しい財政運営を強いられているところですが、市町村との連携をこれまで以上に進め、「地域の自立」に向け、全国のモデルとなるような地方自治を鳥取県から実践していきたいと思っています。

鳥取県では、一昨年から志を同じくする全国の自治体の首長らを鳥取県にお招きして、それぞれの体験、実践を報告していただくとともに、全国からの参加者も交えての活発な意見交換を行うフォーラム「鳥取自立塾」を開催しています。このようなフォーラムは、自立を目指している各地域ではなく、とくに東京などの大都市で開催される場合がほとんどでありました。鳥取県のような地方に全国から多くの参加者が集い、地域が自立していくための方策を議論することは非常に有意義なことだと思います。そして、自分たちの地域の実情、将来について自分たちの頭で考え、

判断して、自分たちで実践していく行動と姿勢が何よりも重要だと考えています。

また、「知の地域づくり」のためには、「地域の自立」と共に、地域を支える県民一人ひとりが自立に向けて取り組み、輝いて暮らしていけることが必要です。さらには、将来を担う子どもたちをたくましい人材として育てることが大切です。そのためには、学校教育の充実や図書館など環境の整備が大切です。とりわけ図書館には行政を進めていく上でも大きな役割があります。普段の知識を本によって蓄えることも大切ですが、行政に携わる私たちにとって政策立案するとき、すぐ人に尋ねる、例えば、県にあっては国に尋ねる、市町村にあっては県に尋ねるのではなく、自ら考えること、そして多くの文献や書物の中から必要なものを選び出し、自分たちの自治体にあったヒントを得ること、時には反論の材料とすることが大切です。そして、それに役立つためのレファレンス機能を備えた図書館でなければなりません。鳥取県ではそのため県庁舎内に県立図書館と連携した「県庁図書室」を昨年十月に設置しました。

また、これらに併せて、子どもを生み育てやすい環境づくり、雇用の創出、人権の尊重された社会の構築、男女共同参画社会の推進、さらなる福祉の充実を図っていききたいと考えていますが、こうした施策を行政だけで実現することとは困難ですので、あらゆる分野において、行政と県民とが協働して知恵を出し合うとともに、地域の活性化に取り組む民間非営利団体（NPO）をはじめとした県民の「草の根活動」を支援していきたいと考えています。

今後、すべての県民が主役であることを念頭において、県民と一緒に「知の地域づくり」を目指して県政に取り組んでまいりたいと考えています。



公園整備をめぐる課題について

はじめに

都市公園法が制定されてから本年は五十年になる。近代化以降の社会資本整備百四十年の歴史から見ると若い方で、他の分野より整備が遅れているのではないかと推察させる。公園という用語は明治政府の太政官布達の中で初めて使われ、その後は都市計画事業の中で扱われるようになるのだが、明治・大正・昭和の軍事大国、経済大国を目指してきた時代の要請の中で、他の都市施設に比べ、公園への関心は高いとは言えなかった。

そうした遅れを取り戻すべく都市公園法や関連法が整備されて以降、公園緑地の効果を示しつつ公園を増やす努力が続けてきた。その効果とは、

存在効果として都市形態規制、環境衛生、防災、心理、経済などが挙げられ、利用効果として心身の健康の維持増進、子どもの健全な育成、競技スポーツ、健康運動の場、教養、文化活動などの余暇活動の場、地域のコミュニティ活動やそれへの参加の場などである。こうした公園緑地の効果を発揮させつつ、緑豊かで美しい風格ある都市を実現しようというのが、今日までの取り組みであった。

しかし、都市人口一人当たりの公園面積を他国と比較すると、日本は八・七平方メートルで、世界の主要都市の中では最下位である。ニューヨークやロンドン、ベルリン、バンクーバーなどの三分の一以下でしかなく、遅れを取り戻せていない。二十一世紀に入り、グローバルな視野が必要とされる時代になり、環境問題への対応が主要課題と

なってきた。緑の時代といってもよい。しかし、従来型の個別の公共事業にのみ頼っていたのは、公園はとうてい世界の水準に届かないことは明白である。激しくまた急速に変わる時代の流れの中で、日本の公園整備は何を目指せばよいのであろうか。

緑とオープンスペースに係る政策課題

公園整備の一方で、都市における樹林地や畑、社寺境内や屋敷の樹木群などの緑は減り続けてきた。多くの都市で策定された緑の基本計画を見ても、これらの緑は減少することを示したものが多い。意地悪く言えば、緑の基本計画は緑を減らす計画になっているのである。守る緑は減り、それをつくる緑で補って、かろうじて現状水準を維持



明治大学農学部
教授 ● 奥水 肇

するという苦心の計画が多い。

しかし、緑は育つ。育てる緑を増やすことによって、将来的には豊かだと感じることのできる緑の環境を実現する知恵を出す必要がある。そこで、都市公園制度や緑地保全制度などの、緑とオープンスペース確保のための政策をより総合的にかつ計画的に進めるために、次の四つの重点的な施策展開が必要になる。

一つには、都市再生への対応で、ゆとりと潤いに欠ける市街地や、災害に脆弱な都市構造を改善し、都市を再生する中で緑を確保すること。二つには、地球環境問題への対応で、地球温暖化の防止、ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の保全などに役立つ緑とオープンスペースの効果的な配置をすること。三つ

には、豊かな地域づくりへの対応で、地域の資源、文化と一体になる緑とオープンスペースは、地域の活性化、観光、地域間の交流と連帯のための資源としての役割を重視した配置とすること。四つには、参画社会への対応で、緑とオープンスペースの保全、創出、管理のそれぞれの段階で、地域の住民やNPOなどの参画による協働のための場と仕組みをつくることである。

これらの施策を展開し、



階段状の屋上庭園「ステップガーデン」が整備されたアクロス福岡（福岡市中央区）

具体的な成果を得るためには、都市公園の整備に加え、緑地保全と緑化を総合的に推進する視点を明確にする必要があり、緑地の保全に関する事業を社会資本整備事業と位置付けること、そして緑の基本計画への理解と普及を広げ、緑地の持つ防災的機能、環境改善機能、地域振興への貢献など、緑の多様な機能を発現できるように、それぞれの都市にふさわしい施策を展開することである。

緑の基本計画は二〇〇四年度末で六百二十三市区町村が策定済みであり、百四十三市区町村で策定中という。これは都市計画区域を有する市町村の約四割に相当し、緑の基本計画は公園緑地行政の基盤として機能し始めており、施策構築の機軸になっている。緑を減らす計画から、緑の充実に

関する計画にしなければならない。

社会資本整備重点計画については、道路、空港、港湾、都市公園、下水道などの事業分野別計画を一本化し、事業を効果的かつ効率的に実施するための措置を講じ、重点目標とその達成のためにアウトカム目標を示すことが求められる。そうした中で、都市公園整備に緑地保全地区の指定や道路、河川、港湾の緑化を含め、従来の目標の一部

増しとなる新しい目標を示し、その目標達成に向けてのプログラムを実行する。実際にも、社会資本整備重点計画では〇七年までに、都市域における水と緑の公的空間確保量を一人当たり一三・一平方キロとすることになった。

社会資本整備重点計画では、このように緑が大きな役割を担う政策分野へと注目されているのであるが、その内容についても具体性を持ってきた。それは、都市の防災性の向上については、避難地の確保とともに、防災機能の向上に重点を置くことになり、一定水準の防災機能を備えるオープンスペースが確保された大都市の割合を九%から約二五%へと増大させること。豊かな地域づくりと少子高齢社会への対応については、地域資源を生かした観光振興拠点となる公園の整備や、歩いて行ける身近な公園の整備などの従来の公園造りに加え、国営公園の整備と利用プログラムの充実により、国営公園の利用者数を国民四人に一人とすること。地球環境問題への対応については、生物多様性の保全に資する良好な緑地を約二千百ヘクタール保全整備し、屋上緑化など都市の緑化を推進しヒートアイランド現象を緩和すること。そして地球温暖化対策推進大綱（〇二年三月）において、都市緑化は第一約束期間において年平均で二十八万トンの二酸化炭素を吸収することを推奨した。

景観緑3法の整備

〇四年に景観緑三法と通称された、景観法の制

定、都市緑地保全法から都市緑地法への改正、都市公園法の改正が行われた。

景観法は、わが国初の景観に関する総合的な法律として、景観を整備・保全するための基本理念を明確にし、住民、事業者、行政の責務を明確化したものである。政令指定都市および中核都市は自動的に景観行政団体となり、その他の市町村は都道府県との協議・同意により、景観行政団体となることができるとしている。景観行政団体の役割は、景観計画の策定・変更と景観計画に基づく行為の規制、また地域の景観の核となるような建造物や工作物と樹木を景観重要建造物・樹木として指定することである。また、景観協議会を設立したり、景観形成に取り組むNPO法人や公益法人を景観整備機構として指定したりすることができるようになった。景観計画では、建築物の建築などに対する届け出・勧告に加えて、あらかじめ条例で定めた場合に建築物や工作物のデザインや色に対して変更命令を出せるようにした。

また、都市計画区域外を含めて行政区域全域を景観計画区域として指定することができるようになり、ともすれば縦割りで相互の連携が十分でなかった都市や農村、山林、自然公園などを一体的に景観の観点から横断的にとらえることが可能になった。逆に一つの景観計画の中で、伝統的な街並みを有する旧市街地部分と、近代的なビルが並ぶ街の中心部、周辺の農村部分などを分けてエリア名を付け、それぞれに必要な届け出対象や景観形成の基準を定めるといったこともできるようになった。積極的に景観の形成や誘導を図っていき

たい場合、都市計画として景観地区を定めることができる。これは美観地区に代わるものである。

ここでは建築物の規制に加えて、工作物の設置や木竹の伐採などを規制することが可能となった。この景観法をどのようにに執行するかが、期待もされ、また自治体のやる気と技量が問われている。

都市緑地法への改正の主な内容は、緑化地域等における緑化率規制の導入と地区計画に位置付けられた緑地の保全の仕組みである。前者は、例えば一平方メートル以上の大規模敷地における建築物の新築、増築をする行為を対象に、敷地の一部の緑化を義務付ける制度である。後者は、地区計画における緑地の保全は「現に有する樹林地、草地等で良好な居住環境を確保するため必要なもの」を届け出や勧告によって規制していたことから、条例を定めることにより、市町村長の許可制とすることを可能にするものである。また、緑の基本計画に都市公園の整備の方針に関する事項を追加し、立体公園制度を創設し、民間施設と都市公園の一体的整備による都市公園整備の効率化と土地の有効利用を図るもの、借地契約終了後に廃止を可能とする借地公園の整備を促進する内容が加わった。

公園緑地制度のこうした内容の充実を踏まえ、都市公園の整備、緑地保全事業、市民緑地制度による民有緑地の公開など、多様な手法の活用による緑とオープンスペースの確保に対して総合的な支援を行おうとする緑地環境整備総合支援事業が創設された。この事業が展開されることにより、都市域における水と緑のネットワークの形成が現

実味を帯びてきた。

水と緑のネットワークの形成

これは、水や緑の連続した空間や拠点などからなる骨格軸をつくり、それらを基盤とした面的な広がりを形成することにより、水や緑の持つ機能を複合的、効果的に発揮させようとする取り組みである。これにより、都市の温熱環境の改善、生物多様性の確保、防災性の向上、良好な景観の形成、緑豊かで快適なレクリエーションの場の創出、散歩やサイクリングを楽しめる緑の生活空間ネットワークの形成など、都市に自然を取り戻し、生き物との触れ合い、豊かな四季感のある、住みやすく快適な環境を形成しようというものである。具体的施策の一つに、緑の回廊構想がある。これは自然共生型のまちづくりを進めるため、道路、河川、公園緑地などが事業関連連携を進め、効果的に緑を生み出してゆこうとする施策で、連続した緑や、結節点での緑の拠点の形成により、環境面をはじめとした緑の持つ多様な効果が複合的、効果的に発揮され、緑の相乗効果が期待できるといえるものである。

ヒートアイランド現象の緩和など都市の熱環境改善効果に資するものとして、河川を含む幅員百メートル程度の緑地や幅員二百メートル程度の樹林は、平均表面温度が周辺市街地に比べ五〜七度低いという。また幅員百メートル程度の河川緑地は、河川から二百メートルの範囲まで低温であり、一ヘクタール程度の緑地は、周辺市街地に比べ気

温が〇・二度程度低く、この低温域は四十メートルに及ぶ。

幅員十メートル程度の樹林帯があれば、シジュウカラなどの小鳥の移動経路となることが報告されている。このようなエコロジカルネットワークは、生物の生育、生息空間となる自然環境の保全、再生、創出と相互の連結によって生態系の回復を図り、人と自然が共生する都市づくりを進める上に有効である。

公園整備の評価

公園緑地の整備は、他の公共事業と比較して事業費総額はささやかである。公園整備はゆとりと潤いをもたら

し、環境改善に役立つとして国民全体から歓迎され支持されてきた。だからといって、自由に思い付きで公園を造れる時代ではない。公共投資の効果を説明する観点からも、透明度の高い政策決定プロセスは他の分野と同様に必要であり、事業評価と政策評価を実施し公表することが求められている。国庫補助による都市公園事業における事業評価については、費用対効果を分析する手法が確立し、これに基づいた効率的な公園事業の実施が可能になってきた。



早春の古河総合公園に市民がピクニック

また、国では政策課題を提示し、地方公共団体は五年間の事業計画を策定し、事業効果と到達点を明示することが求められるようになった。そして国は五年ごとの事業効果を評価し、事業計画の採択を決定し、個所ごとに補助金を重点配分するとしている。これは事業個所の絞り込みと短期間に事業効果を発現できることにつながり、公園を真に必要とする地域に対し、公園整備の促進を図れるようになったということである。

おわりに

第四十六回日本公園緑地全国大会および第二十

回国際公園・レクリエーション管理行政連合（IFPRA）世界大会が〇四年に静岡県浜松市で開かれ、茨城県古河市から「公園づくり体制」に関する興味深い報告があった。

古河総合公園を対象に、建設段階、管理ならびに運営段階における、市民参加などの取り組みを包括してこれを「公園づくり」と呼び、都市公園の事業項目を「公園づくり項目」、「これら一連の取



一般市民や住民団体、市職員らで構成する古河総合公園運営円卓会議が、ワークショップで園内の民家園の活用方法を検討

り組み体制を「公園づくり体制」ととらえて、将来の公園造り体制のあり方を検討したものであった。その結果、公園を生かす、維持する、財産管理する、造る・直す、運営する、許可する、統括するといった項目が公園造りにとって必要な内容であると整理され、公園がどのような市民生活の財産になるのかという問いに対して、市民と共に考える姿勢が将来の公園経営の答えを出してくれるというものであった。造れば喜ばれた時代から、喜ばれる公園造りでなければ受け入れられない時代へと変化している。

都市生活者の、生活者のための、生活者による公園を目指した取り組みが始まっている。



市民参加型の公園造り推進

市の計画に呼応して市民活動も活発



札幌市環境局みどりの推進部みどりの推進課

● 大友雅子

（はじめに）

平成十六年の市政世論調査では「札幌が好きですか？」との問いに九七%の人が「好き」と答え、その理由の第二位に「緑が多く自然が豊かだから」を挙げている。緑豊かな都市環境は札幌市民の誇りとなっている。

札幌市は北海道の石狩平野に位置する人口百八十万人を超える北の大都市である。昭和四十七年の札幌冬季オリンピックを契機に、都市の骨格となる道路や地下鉄などの交通体系も整い、都市公園整備も進展してきた。その結果、全国でも有数の公園整備の進んだ都市となり、都市公園の数は平成十六年度末で二千五百七十三カ所となった。

（緑の基本計画）

昭和五十七年に策定した「緑の基本計画」が総合的な緑化行政の指針となり、公園整備水準を高める結果となった。その後、平成十一年に市民の環境意識の高まり、少子高齢化社会などを背景に

新たな「緑の基本計画」に改定した。

この中で「住民参加でみどりを育てよう」を基本方針として打ち出し、推進プログラムとして、

- ▽「みどりを介した市民活動の推進と支援」
- ▽「みどりに関する多様な情報の発信」
- ▽「市民活動を支える拠点施設の整備」
- ▽「利用者と共に育っていく公園緑地をめざして」

て

を挙げ、市民と行政が協力し合いながら都市緑化を進めることに重点を置き、市民参加で緑を育む場面や機会を積極的に設けていくこととしている。このような計画を策定した背景には、早くから既存公園のリフレッシュ事業に市民参加の手法を取り入れてきた実績が大きく影響している。

（リフレッシュ事業）

前述の通り、札幌市には二千五百余の公園があるが、この中には長い年月



市民がシンポジウムで旭山記念公園再整備について公園の模型を前にして議論

を経て老朽化してきたものが目立ち始めた。また、少子高齢化社会に対応するために、既存の公園をリフレッシュする事業に平成五年から取り組んできた。この事業は公園利用者の意見を取り入れるための市民参加型が特徴で、地元に着目した公園造りに役立っている。主に街区公園などの身近な公園を対象としているが、ここでは大規模公園の再整備にも市民参加型の手法を取り入れ、きめ細やかな市民参加を繰り返すことで新たな市民活動の創造に役立っている事例を紹介したい。

（旭山記念公園）

旭山記念公園は藻岩山^{もいわやま}に隣接した高台にあり、札幌市内を一望できる眺めのいい公園で観光客も多く訪れる札幌有数の公園である。昭和四十五年に札幌市創建百年記念事業の一つとして造成された。面積は二十ヘクタール、展望広場やイタリヤ

テラス花壇、噴水広場があり、周囲は藻岩山天然林につながる森に囲まれた自然と都市をつなぐ拠点となる公園である。開園から三十年を経過し、老朽化が目立ってきたことから、平成十三年度から再整備事業に着手した。整備の基本コンセプトとして、第一に「市民参加により計画を進め、そのプロセスを公開し、十分な議論を重ね創造してい



ワークショップでは子どもを交えて再整備について討議

く」ことを掲げた。平成十四年から今日まで四回のシンポジウムと三十六回のワークショップを重ね、基本計画を策定した。平成十六年から工事に入り、平成二十年に完成予定だ。計画策定後の現在もワークショップを継続し、計画・造成・管理とつながりのある公園造りに反映している。

このような長期の市民参加を共有期、展開期、計画策定期、合意形成期、管理運営参画期、デザイン作成期に分けて運営し、現在は管理運営参画期に当たり、デザイン作成と並行してワークショップを開催している。

旭山記念公園再整備事業での市民参加の特徴と



隣接する森での自然観察会

を計画当初から設置してきたことが挙げられる。

このような市民参加を行う目的の一つに、参加した人が再整備を機会に新たな公園の魅力を発見し、より多様な利用促進を図ることがある。

森の活動拠点

実際に、ワークショップに参加した市民が集まって「旭山森と人の会」「藻岩山きのご観察会」「旭山公園キッズ」の三つの市民団体が立ち上が

って、森・キノコ観察会や親子の遊びのイベントなどを行い、旭山記念公園を利用している。市民参加の公園造りの成果として、このような団体が現れたことにより、多様な利用が進展したことが挙げられる。

しては、長期にわたり話し合いを継続していること、ワークショップの間に自然観察会や障害者との公園散策・森林管理体験や公園ウォークラリーなど現地活動を十九回開催していること、公園の中心部に利用者が自由に使えるプロジェクトハウスと呼ばれる（プレハブではあるが）建物



プロジェクトハウスでの熱心な話し合い

現在はこの三団体が集まり完成後の公園の管理運営に参画し、主体的な活動を展開しようとする一つの協議会を組織するところまで発展した。協議会の成立には、先に挙げたプロジェクトハウスの存在が大きい。プロジェクトハウスは、再整備計画策定のために利用者の意見収集を目的として現地に設置した仮設の建物であった。この建物に市民や団体が集まり話し合う機会が増えることで、個々の活動だけでなく連携する楽しさを生んできた。仮設のプロジェクトハウスは再整備工事と共

になくなってしまいうので、引き続き市民団体や協議会の活動を続ける場所として、再整備計画の中で「森の活動拠点」に生まれ変わり、平成十七年十二月に完成し、すでにイベントなどに使われている。平成十八年四月から協議会による主体的な運営に取り組みようと協議会と市で話し合いを進めている。

まとめ

長期的な市民参加の取り組みで、いかに参加者のすそ野を広げるかという課題は残る。市民参加の成果として生まれた「森の活動拠点」が市民により運営される中で、今後、多様で主体的な活動を活発にし、気軽に市民が参加し、公園の運営計画を話し合ったり、行事やイベントの企画準備、体験学習、研修、クラブ、サークル活動などの核となったり、公園がまちづくりの拠点となることを期待している。



産学協同で

雨水ろ過長期保水システム開発

——非常時の水源確保した広場・公園整備が可能



日本大学工学部建築学科
教授 ● 出村克宣

（）親水施設に新システム整備

日本大学工学部（福島県郡山市）は平成十五年四月ISO14001を取得した。その取得に当たって取り組んだ環境整備の一環として、校内の一部に緑豊かな広場を整備した。それが「心静緑感広場」である。広場の一角には旧職員宿舎があり、従来その周辺は多くの植物が生い茂る杉林であったため、旧職員宿舎には「森の家」という愛称が付いていた。

「心静緑感広場」とは広場の整備に伴って学内で募集した愛称であり、学生の命名による。筆者は、「心静かに緑を感じる広場」がその語源であろうと推察しているが、春にはウグイスの声も聞こえ、週末には周辺の住民が子供連れで散歩している光景も見受けられ、広場の名称通りの環境を提供している。

そのようなエリアを学生が憩える広場として整備するに当たって、親水施設を有する「雨水ろ過



貯留水層上部の芝生帯

長期保水システム」を開発した。

私たちは緑の中に親水施設を設け、雨水ろ過長期保水システムを整備することによって、非常災害時の水の確保という付带的効果も付加して、広

場や公園整備の新しい手法を提言している。

本システムの開発は、文部科学省ハイテク・リサーチ・センター整備事業によって整備した「次世代工学技術研究センター」の第二プロジェクトで、筆者が行っている「環境調和型機能性材料及びシステムの開発」に関する研究成果を基に、日本大学工学部環境推進委員会と福島県内の企業で構成された雨水利用研究会（現福島県雨水活用事業協同組合）との共同で実施したものである。また、文部科学省学術フロンティア推進事業で整備した「環境保全・共生共同研究センター」で研究・開発されている中風力・太陽光ハイブリッド発電装置から電力供給を受けている。

（）システムの概要

雨水は、地球上の水、特に海洋水の蒸発によって発生した水資源がその起源である。空気中の汚染物質を搬送するものであるが、雨の降り始めを除けば、きれいな蒸留水と見なすことができる。そのようなきれいな水を有効利用することを目的に本システムの開発を行った。従来から、雨水を中水として利用する概念があり、最近ではオフィスのトイレ用水、散水用水などに雨水を利用するための機器やシステムが開発されている。

しかしながら、そのような施設では雨水の水質を長期間にわたって維持しながら貯留する概念はあまり考慮されていない。そこで、水質を維持しながら、雨水を大量に長期間にわたって貯留するための、水循環による浄化システムを開発することを目的に研究・開発を行った。本システムは図

1 および図2に示す通り、次のような施設で構成されている。

▽施設構成

①原水槽②貯留水槽（貯水量は百三十立方メートル）、ろ過層および上部芝植栽による雨水浄化システム③ろ過層を基盤として芝を植栽した集水緑地帯で囲まれる親水池

池▽付属施設

①貯留水槽水量管理システムおよび管理データの自動配信システム②散水装置③水循環装置▽その他 集水は周辺施設の屋根からも行われ、一部の屋根はコケを用いて緑化されている。システム用電源は校内の太陽光および風力発電施設から供給される。

雨水は集水緑地帯および周辺施設の屋根から集水され、原水槽で沈殿ろ過された後、貯留水槽上部のろ過槽内に散水されて、貯留水槽に流下する。貯留水槽内の雨水は常時くみ上げられ、ろ過層内を循環し、貯留水槽上部より流下する循環サイクルを繰り返すことによって、次のような原理によって水質維持が図られている。

つまり、ろ過層内に成長している芝生（の根）が窒素やリンなどの栄養塩類を除去し、そこに生息している微生物による生物浄化も行われる。貯

図1 雨水ろ過長期保水システムの概念図

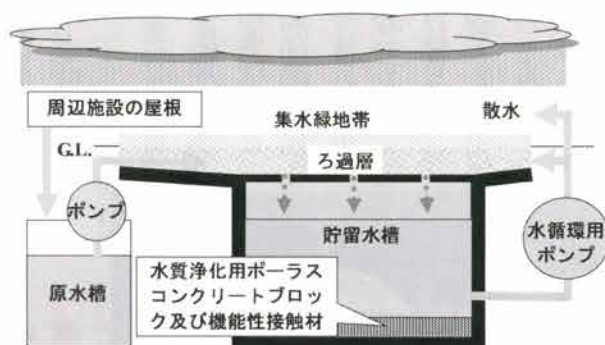
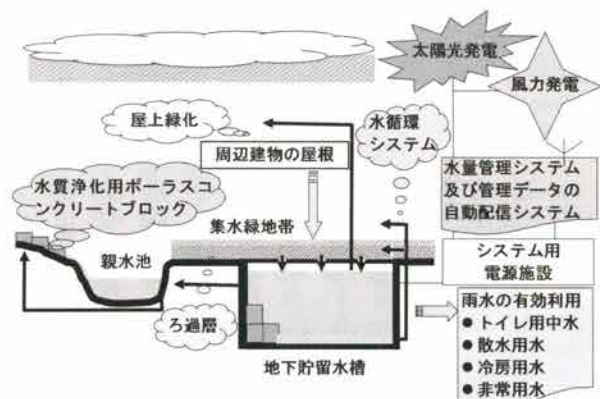


図2 心静緑感広場に整備されたシステムの概念図



留水槽内では底部に敷き詰められた水質浄化用ポーラスコンクリートブロックおよび機能性接触材層を通過することによって、水質浄化される。また、屋上緑化された屋根は降雨時の雨水の一次ろ過機能を有している。

（システムの特徴と応用）

本システムの特徴と応用の可能性を挙げれば次のようである。

① 良好な水質の水を長期にわたって貯留することができ、貯留水は、通常時ではトイレ用、散水用などの中水として利用でき、非常災害時においては防火用水、生活用水などに利用できる。

② 貯留水槽上部にろ過を有し、その上には芝生を植栽しているため、歩行はもちろんのこと

運動も可能であり、公園施設やグラウンドとしても利用できる。

③ 本システムを公園や学校施設に整備することによって、水源が分散されるため、非常災害時の水の確保が容易になる。筆者らは、このような施設をコンピューターで結び、水のネットワークを形成して「都市型ダム」を構築することを提唱している。

④ 貯留水を「水」という物質として扱うばかりでなく、貯留水の持つエネルギーを冷暖房に直接利用できる。

⑤ 水質維持のための循環水量はわずかで（少量の水を循環させることが良質な水質維持につながる）、省電力による運転が可能のため、小型風力発電や太陽光発電で電力供給ができる。

（おわりに）

日本の名水といわれる水は、山に降り注いだ雨が長い年月を経て、地中を通過しながら浄化され、その間にミネラルを含むなどしてわきだしたものである。水は長い距離を移動している。本システムはそのような長い距離の水の移動を水の循環によって可能にして、良質な水質を維持している。

本システムの開発が、天然資源としての雨水の有効活用の一助になることを期待したい。また、本システムのような施設の融合によって、例えば、公園施設ではその維持管理のための散水用水を雨水に求めることができるため、非常災害時の水源を兼ね備えた環境負荷低減型公園の整備が可能になると考えている。



焼物の里の魅力生かした

笠間芸術の森公園

陶芸美術館や陶の杜など整備



茨城県土木部都市局公園街路課

● 武長眞司

はじめに

県都水戸より車で三十分、山岳丘陵に囲まれた関東の「小京都」笠間市。豊かな自然を背景に、笠間稲荷神社、笠間日動美術館など由緒ある遺跡・文化財に恵まれ、見どころに事欠かない。本稿ではこの笠間市の魅力を生かしながら整備を進めている「笠間芸術の森公園」を紹介する。

稲田石と笠間焼

笠間市の西部、稲田地区は良質な石材の宝庫である。この地区を中心に東西八キロ、南北六キロにわたる石切山脈から産出される雲母、長石、石英といった三種の鉱物が強固に結晶してできた白色系の花こう岩が「稲田石」だ。江戸時代から石材として利用されていたが、本格的に採取・加工されるようになったのは明治に入ってからである。以降、明治後期の建造物である日本橋



陶芸美術館や工芸の丘、窯業指導所が集積するセンタープラザ。「焼きもののまちづくり構想」の中心だ

の橋げたをはじめ、最高裁判所や両国国技館、東京駅など多くの著名な建築物で使用され、親しまれている。この稲田石の風化した成分が「笠間焼」の土の源である、とも言われている。

笠間焼は、江戸時代の安永年間（一七七二～一七八一年）に笠間市の箱田地区で誕生した。明治のころには厨房用粗陶器（かめ、すり鉢など）の産地として知られたが、戦後、プラスチック製

品の流入などで生活様式は一変。そのあおりを受け需要が激減し、存亡の危機にひんすることとなった。

昭和二十五年、茨城県窯業指導所の創設を機に、厨房用粗陶器から工芸陶器に方向転換し、釉の改良や粘土の研究、陶工の養成な

どに力を注ぎ、試行錯誤を重ねながら、時間を掛けて復興を遂げた。自由闊達な空気の中で伝統を受け継ぎながらも作家の個性を重んじる現在の笠間焼のスタイルは、戦後の苦しい時期を乗り越えたことで確立されたと言える。

郷土色豊かな公園造り目指して

笠間芸術の森公園は、笠間市のシンボル佐白山の南側山麓に位置し、緩やかな丘陵地と、その丘陵地に囲まれた低地で構成される広域公園である。

当公園の基本計画が策定されたのは昭和五十七年、今から二十五年前のこと。それより二年前に笠間市が策定した「焼きもののまちづくり構想」を具現化する一翼を担うものであった。この基本計画の主な方針としては、

①首都圏をも対象とする総合的な趣味活動の拠点として、笠間地域との関連性が深い、焼物と石材と緑をテーマに、全国に先駆けた公園整備を行っていく。

②隣接する産業関連施設団地と、空間的に一体



「陶の杜」の骨格となる園路「陶による庭の道すじ」。陶板を敷き詰めた舗装が美しい

的な整備を図り、工芸村構想の総合拠点として位置付ける。

③ 笠間周辺に分布する窯業施設、文化施設、歴史的遺産、城跡公園などと当公園を結ぶ歩行者空間の整備を図り、まちづくりの一環としてネットワークの形成を行う。

④ 地域独自の祭り行事や、全国的な規模の工芸、芸術に関する催し物、時には若者を対象とした全く新しい催し物などに対応できる場の確保を図る。

⑤ 石材による造形広場、焼物による陶芸広場、工芸・芸術作品を通して、子どもたちの冒険心や夢を育む場として整備を図る。

⑥ 地元産の笠間焼、稲田石、木材など導入施設の素材として積極的に利用するとともに、茨城県に分布する伝統工芸品や民芸品を紹介し、地場産業の再確認と振興に資する、郷土色豊かな公園とする。

――などが挙げられている。

昭和六十三年には、基本計画を見直し、そのコンセプトを「茨城の新しい文化を、笠間市の風土を舞台に考える芸術文化都市の中枢として、芸術文化の活動拠点を新しい風景の中にかたちづくる場」とし、「地域と結び付いた工芸美術をより広い造形美術の世界に展開する」ことに視点を移した。地域資源を生かし、地域との結び付き、地域資源の位置付けを明確に

してきた点において一貫した姿勢を保っている。

笠間芸術の森公園は、今

基本計画の策定から十年後、平成四年、笠間芸術の森公園は計画面積五十四・六ヘクタールのうち五・〇ヘクタールを開園するに至った。以降、人間国宝に指定されている全国の陶芸作家の作品や笠間焼の歴史などを展示・紹介する「茨城県陶芸美術館」や、笠間在住の陶芸家など二十九人が制作したユニークな陶造形物十七作品が樹林地の中に散りばめられた「陶の杜」など、笠間ならではの個性豊かな空間が整備され、現在までに三十三・九ヘクタールが開園している。



「陶の杜」のオブジェ「陶と陽光の集合体」。風に揺れる光の集合体が不思議な空間を生み出している

超える笠間焼の窯元や地元陶芸家による手作りの祭り、笠間焼の展示販売やオークション、地元



連日、多くの観光客で賑わう。現在、園内の小高い丘陵地に、県内屈指の大型遊具などを配置した(仮称)「子どもの広場」の整備を進めている。今年の夏までには一部開園できる見込みだ。笠間芸術の森公園が、子どもから大人まで笠間の歴史と文化を肌で感じることできる公園となる日は近い。

笠間へ行こう！

三月十九日、笠間市は隣接する友部町、岩間町と合併し、新たな「笠間市」へと生まれ変わる。活気あふれる今春の笠間市。四月二十九日から五月五日までの七日間、笠間芸術の森公園で開催される第二十五回陶炎祭が待ち遠しい。これを機会に、ぜひ、笠間芸術の森公園へ足を運んでいただき、関東の「小京都」笠間市を堪能していただきたい。



笠間焼の窯元や地元陶芸家による手作りの祭り「陶炎祭」。ゴールデン・ウィーク期間中、県内最大のイベントだ(左上) 陶炎祭ではユニークな土面が並ぶ。見ていだけで楽しい

小学生による土面コンクールなど、魅力的な催しが盛りだくさん。この時期、県内で最も人が集まるイベントだ。また、毎年十一月の「文化の日」前後に開催される「匠のまつり」も秀逸だ。笠間焼や稲田石をはじめとした地場産材の展示即売会などが催され、



災害に強いまちづくりを目指す

飲料水確保などの機能備えた大洲防災公園



市川市建設局水と緑の部
公園緑地課長

● 小林正志

市川駅の南地域の大洲に位置している。

この地域一帯は、昭和三十年代からの高度経済成長期に市街化が著しく進み、都心に近いという利便性から工場が多く立地していた。しかも木造

住宅地が密集し、工場も混在している状況だった。このため、千葉県から都市再開発方針の一号市街地に指定され、安全で快適な街づくりを進めることとなっていた。

平成十二年、それまで操業していた乳業工場の移転が決まり、その跡地に民間による高層マンション建設計画が持ち上がった。これ以上の人口密集化を危うげた地元住民と市は何とかこれを食い止めるべく、公共の施設設置によりこの計画を阻止する方針を立てたのである。

当然、多額の事業費が見込まれたが、災害に強いまちづくりを施政方針としている中で、首長の英断であった。背景には、阪神淡路大震災に於いての都市公園の果たした有効な役割があった。また、平成十一年十一月に法律改正があり、都市基盤整備公団で「防災公園街区整備事業」が設立されたこともあった。

平成十六年三月、大洲防災公園が完成した。市は同四月の開設式で、周辺十自治会で組織する大洲防災公園愛護会と「市民参加による公園管理作業に関する協定書」を取り交わし、公園の日常管理に一役を担っていただくことになった。こうして、本事業を立ち上げてから四年余の歳月と住民参加を得て、開園したのである。

十月には隣接地に急病診療所、身障者地域生活支援センター、西消防署大洲出張所などの複合施設も開設された。

（安全な街づくりへ）

大洲防災公園は、市の西部、JR

表1 防災公園整備施設の概要

区分	施設名	概要および規模など
防災 関連 施設	1. 園路・広場など	入口 メイン入口 他入口 園路 入口園路 園内幹線 多目的広場3カ所
	2. 植栽	防火樹林帯
	3. 水関連施設	耐震性貯水槽 流れ
	4. 非常用便所	非常用便槽付き便所
	5. 情報関連施設	防災無線塔
	6. エネルギー照明関連施設	太陽光・風力発電装置 広場に2カ所。発電装置付 自家発電機
	7. 備蓄倉庫	備蓄倉庫
	1. 修景施設	パーゴラ 荷下ろし場
	2. 便益施設	ベンチ、スツール トイレ
	3. 管理施設	外柵 雨水貯水槽
公園 施設		

（多目的広場はヘリポート）

都市公園法では防災公園の規定が明記されてい



るわけではなく、都市の中にある公園はすべて防災機能を持っているといっても過言ではない。その中でも特に高い防災機能を持っている公園を防災公園と呼んでいる。国土交通省では五つの防災公園の種類を定義している。中でも、一次避難公園、広域避難公園、そして広域防災拠点公園の三つが代表的な防災公園となっている。

大洲防災公園は一次避難公園に該当し、都市公園の種類は近隣公園である。

全体のゾーニングは、①防災公園部分約二・八ヘクタール②市街地整備部分約〇・五ヘクタール③消防署・急病診療所など約〇・二ヘクタールである。

整備施設などの一覧は表1の通りである。

（自治会が日常の管理に協力）

大洲防災公園の管理であるが、施設の規模などや防災公園という特殊性を考慮して、現業員一人を常駐勤務させている。また、有料公園施設として自動車駐車場の集金業務委託として、(社)市川市シルバー人材センターから派遣職員として一人が二交代制で従事している。

また、大洲防災公園愛護会には協定書に基づいて、①日常にける公園の監視(利用者への安全指導・遊具の状況)②公園内外の清掃(定期的なごみ拾い、落葉清掃など)について協力をいただいている。開設後、平常時は都市公園(近隣公園)として、ピクニック広場におけるバーベキュー、多目的広



道路脇の芝生に点々とあるのは非常用の便槽。ブースを組み立てて利用する

変好評を得ている。

（事業費償還・管理費ねん出が課題）

課題は、整備事業費の償還と公園が存在する限り延々と続く年間の維持管理

費の負担である。大洲防災公園の総事業費は約六十五億円である。その財源は、市負担総事業費約四十二億円(起債三十二億円、単独約三億五千万円、都市基盤整備公団立替金六億五千万円)、国庫補助金約二十三億円である。これらの償還に伴う後年度負担が憂慮される。加えて、年間の維持管理費に約千四百万円要する。これに対し、収入は、駐車場の利用料金が年額でわずかに約二百五十万円である。

公園の管理維持に係る予算は、数年来の厳しい



テントが張れるバゴラ。災害時の避難や活動の拠点として活用

場における老人会のゲートボールや少年野球、サッカーの練習場、遊具や流れて遊ぶ子どもたち、二コース設定してあるジョギングコースを歩行走行する方々から多くの市民の憩いと潤いの場所として利用いただいている。夏の花火大会や秋の市民まつりをはじめ、多種の大きな行事開催の会場としても多くの方々が大

市の財政状況を受けて減額を強いられている。限られた予算の中でいかに効率的な維持管理をするかが問われる。現実的には、施設の経年劣化への再整備やバリアフリーの促進などの社会環境の変化に応じたユニバーサルデザインの公園造り、また、防犯に配慮した公園造りなど快適な公園の整備維持管理についての強い住民要望がある。

第2防災公園計画

大洲防災公園に次ぐ市内二例目として、市の南部南行徳地区広尾に平成二十二年(二〇一〇年)四月開園予定で「広尾防災公園(仮称)」を計画している。これも浦安市に隣接した地域への大型マンション建設が取りざたされた機をとらえ、鉄鋼会社の移転跡地を市で買収し、防災公園を建設するものである。

総事業費は約六十五億円(うち用地四・一ヘクタールの取得費約五十一億円)を見込み、公園に隣接して消防署や緊急船着場なども設置する予定である。

（おわりに）

昨今、当たり前だった市民生活の食住をめぐる安全安心が次々と崩れていく。このありさまに行政としてどのように対応し、災害に強いまちづくりができるか否か、今まさに行政の真価が問われている。大洲防災公園は、災害に強いまちづくりへの端緒にすぎない。今はただ、大洲防災公園が日常の都市公園としてのみ利用されることを祈っている。



環境との共生目指して屋上緑化展開

条例で義務付け成果上げる



東京都環境局都市地球環境部環境配慮事業課

● 豊福正己

（ヒートアイランドの進行

東京都では一九八〇年代から「東京都緑の倍增計画」(八四年)などを策定し、さまざまな緑にかかわる政策を展開してきた。これらによって、七四年からの二十五年間で都内の公園面積は約三千九百ヘクタール増え、約三倍となった。一方、東京都全体の緑としては都市化により約七千ヘクタール減少した。これは、山手線の内側の面積を超える緑がこの間に失われたことになる。

一方、東京の年平均気温は過去百年間で約三度上昇し、地球全体の平均〇・六度をはるかに上回るだけでなく、日本の大都市の二・四度、中小都市の一度と比較してもスピードの速さが目立っている。また、東京の熱帯夜の日数は過去四十年間で二倍に達し、熱中症などで高温による救急搬送者数は過去十五年間で約三倍となっている。地球温暖化の影響に加え、都市の温暖化ともいふべきヒートアイランド現象が進行していることを如実

に示している。

東京都はこれらの対策として「環境基本計画」(平成十三年)において、平成二十七年までに熱帯夜日数を現在の年間三十日前後から約二十日に減少させることを目標として、①モニタリングの強化や風の道の配慮など都市レベルの対策②道路の保水性舗装や建築物の屋上緑化などの街区・建築物レベルでの被覆対策③「建築物環境計画書」などによる人工排熱の抑制対策などを行っている。

（「緑の東京計画」と自然保護条例改定

二十一世紀の東京を、環境と共生し、持続的発展が可能な都市とするために、平成十三年から平成二十七年までの十五年間に取り組むべき緑づくりの目標と、施策の方向や推進策を明らかにしたのが「緑の東京計画」である。平成十二年十二月に策定した同計画では目標として、区部では屋上などの緑化や公園の整備などを推進することで約一割「みどり率」を増やし、多摩部では市街地化の

進行に対して樹林地の保全や農地の活用を行い、約八〇%の「みどり率」を維持するとしている。

この緑の東京計画を実現し、より実効的な自然の保護と回復を図るため、平成十二年「東京における自然の保護と回復に関する条例」(通称自然保護条例)を全面的に改定し、屋上緑化の義務化などを盛り込んだ。

（緑化制度

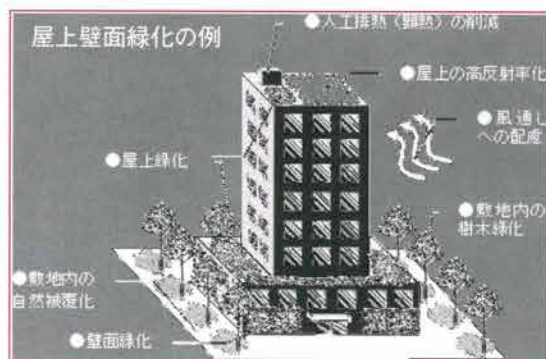
東京都における制度は、一千平方メートル(公共施設の場合は二百五十平方メートル)以上の敷地において、建築物を新築、または増改築などを行う場合に、事業主に対して敷地と建築物上に関する緑化計画書の届け出と完工時に緑化完了書の提出を義務付けるというものである。

緑化の基準は、地上部については以下の二つの式により算出された面積の少ない方以上の緑地を確保することとしている。

▽A (敷地面積×建築面積)×〇・二

▽B (敷地面積×敷地面積×建ぺい率×〇・八)×〇・二

建築物上では人の出入りおよび利用可能な屋上のうち、空調施設などを除いた面積の二〇%以上を緑化することとしている。なお、総合設計制度など都市開発





諸制度を適用する場合は地上部、建築物上共に三〇%以上としている。

また、できるだけ公共性を持たせるため、敷地内の道路に面した部分に一定割合の緑化をするという接道部緑化の規定も設けている。

この制度の実効性の担保手段として、緑化計画書を届け出す、または虚偽の届け出をした場合は二十万円以下の罰金、緑化基準に適合しない届け出がされた場合には勧告ができることなどを規定している。

（屋上等緑化の実績と意義）

条例により義務化された平成十三年は前年度の二倍近くの面積となり、以後毎年二〇%前後の伸びを示している。平成十五年度には日比谷公園を上回る面積の屋上緑化が計画され、平成十三年度から平成十六年度の四年間では約五十八・九ヘクタールとなり、これは新たに東京ドーム約十二・五個分に当たる緑地が建築物上に生み出されることを意味している。

東京では現在、高度経済成長期に大量にストックされた都市施設や建築物が更新期を迎えている。加えて、都市再生特別措置法の施行を背景に大規模建築物の着工が続いており、条例施行と共に屋上など緑化が進んでいる原因と考えられる。平成十三年から義務付けられた屋上等緑化



屋上壁面緑化の例

が新たな市場を生み出し、防水技術や軽量土壌、緑化植物や植栽技術、散水システムなどそれぞれが技術開発され、そのノウハウが蓄積・改善され、それらが多くの事業者や都民に受け入れられつつあることの表れでもある。

本来、植物は大地に根を張って生きていくものである。しかし、ヒートアイランド現象が著しい都心部では地上部に取れる緑地の面積は限られるので、屋上や壁面の緑化にも大きな期待を寄せている。屋上緑化には植物本来が持つ大気の浄化機能や無機質な都市景観を和らげるなどの機能のほか

に、緑化によって建築物本体のコンクリートの温度上昇を抑える効果やビル内部への放射熱を抑える空調の省エネ効果などもある。

（課題と今後の展開）

建築物の屋上を緑化するということは、そこに積載荷重がかかり、それに耐え得る建築物の構造が必要となり、コストがかかる。また、完全に地上の土と遮断した所に緑化をするということは、水や栄養

の供給の問題もある。さらに、鉄筋コンクリートの建物といえども寿命はある。建築物上に作られ



目黒区役所の屋上緑化

た緑地は十年から五十年くらいの単位で再整備が必要になることだろう。

これらを克服する技術の進歩と、環境に対する事業者と市民、行政の意識が必ずや持続可能な都市の発展を約束してくれるであろう。

自然保護条例では区市が条例に基づき定める緑化の基準が都のものと同等であれば、都条例の適用除外とする旨を定めている。これは、地方分権の流れの中で、緑化の推進についても緑の基本計画を策定する基礎的自治体で行うことが望ましいとの考えに基づいたものである。また、平成十七年四月現在では庁舎などに屋上緑化や壁面緑化の見本園・モデル展示を行っている区は十一区に上り、屋上等緑化に対して助成金を出している区は十三区あり、検討中の区も多くある。これまで都が先導的に実施してきた市街地緑化制度は、地域特性に応じて基礎的自治体が実施する方向へますます加速することが予想される。

また、国においても昨年「都市緑地法」が施行され、「緑化地域」の指定など都市緑化を進めるための法体系的整備がされてきている。今後はこれらの法による制度と、それを補完し、さらに地域特性を踏まえた条例の制定で、ヒートアイランド現象を緩和し、地域独自のまちづくりや、地域の風格を醸し出す緑づくりが求められる時代となっている。



新たな整備手法として

PFI方式全国初導入

——農作業体験ができる新しい総合公園目指して



横須賀市緑政部公園管理課

● 佐藤和彦

横須賀市は神奈川県三浦半島のほぼ中央に位置

し、東は東京湾、西は相模湾に面した人口約四十三万人の中核市である。「国際海の手文化都市」を都市像として掲げ、その実現を目指して総合計画や実施計画を策定し、国際性豊かな感性あふれる文化都市に向けたまちづくりを進めている。

その横須賀市の相模湾に面した南西地域、緑の畑に開かれた眺望豊かな高台に、昨年四月二十九日のみどりの日、長井海の手公園「ソレイユの丘」が開園した。

同公園は横須賀市初の農業体験型総合公園として、民間資金活用による社会資本整備(PFI)手法を採用して設置されたものだ。都市公園の区域全体をPFI方式で整備



長井海の手公園のエントランス

したのは、全国で初めてのものになる。

市財政悪化が背景

公園整備事業の実施に当たっては、バブル経済の崩壊以降、本市の財政事情が非常に悪化し、回復の兆しが見えない状況であったため、大きな財政負担を軽減しながら地元産業にも貢献できるような方策について検討を行っていた。民間活力を導入すべく検討を重ねた第三セクター方式は、三セクで運営されている施設の破たん例が数多く存在し、大きな問題となっていた。このため、同方式の採用については慎重にならざるを得なかった。

こうした中、平成十一年九月、新たに民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)が施行されたことから、

民間の資金や経営能力、技術的能力を活用し、効率的かつ効果的に社会資本を整備するという観点と、利用者に対するサービスの向上を目指すという点から、PFI手法を導入して建設や維持管理、運営を行うことについての検討を進めることになった。平成十二年度には導入可能性調査を実施して、同方式による事業の実施が適切であるという判断をするに至った。

施設運営はBOT・BTO両方式併用

公園施設の事業方式は施設の収益性やPFI事業者による柔軟な運営体制の確保などの観点から、BOT方式(Build, Operate and Transfer)民間事業者が公園施設を建設し、事業期間中、所有や運営維持管理業務を遂行した後、市に所有権を移転する方式)と、BTO方式(Build, Transfer and Operate)民間事業者が公園施設を建設し、完成後速やかに市に所有権を移転し、事業期間中、民間事業者が市から委託を受け、運営維持管理業務を遂行する方式)を併用して整備することとした。

具体的には、レストランやビクターセンター(温浴施設)、青空市場、駐車場などの収益性の高い施設は、BOT施設として民間事業者の運営ノウハウを活用して経営してもらい、管理事務所や体験農園、温室、自由広場、ポート池、じゃぶじゃぶ池、トイレなどの収益の上がらない施設は、BTO施設として市が維持管理費を負担するという形態をとって、十年間の維持管理や運営を行うというものである。

PFI事業は最長三十年間の事業期間を設定で

きるが、同公園整備等事業は施設整備に約一年半、維持管理運営に十年を設定している。これは、都市公園での公園施設の設置等許可期間の上限を考慮したこと、都市公園に求めるものが世代、あるいは時代によって変化することから、利用者の要求の変化に対応するためには、十年程度の事業期間が適当ではないかと考えたことによる。

（公園設計に周囲の景観生かす）

第二次世界大戦終結まで旧日本海軍の軍港都市として発展してきた本市には、旧日本海軍の施設などが多数存在している。これらの国有財産を平和産業港湾都市への転換に資するため、本市を含む旧軍港四市（横須賀市、広島県呉市、長崎県佐世保市、京都府舞鶴市）を対象とした「旧軍港市転換法」が、昭和二十五年六月に施行されている。

本市はこの法律により旧軍財産の無償譲与を受け、多くの公共施設を整備してきたが、長井海の手公園「ソレイユの丘」が建設された場所は昭和十八年、旧日本海軍が武山航空基地として整備し、戦後、米軍住宅として使用されていた土地であ



ホテル館展望台



温浴施設

る。同公園の供用開始に合わせ、同法に基づいて本市が国から無償譲与を受けたものである。

当該用地の利用計画を策定するに当たっては、平成八年度、学識経験者や公募市民、地元住民代表らを含む委員とした「長井住宅地区跡地利用検討委員会」を設置して跡地利用の検討を行い、都市公園として整備するという基本構想を策定した。翌年度、旧軍港市国有財産処理審議会で跡地を本市に譲与する旨の決定がなされたことから、「長井海の手公園基本計画検討委員会（前述の跡地利用検討委員会を改称）」の提言を基に、基本的な整備方針を定めた「長井海の手公園基本計画」を策定した。

平成十年度から平成十二年度までの間は基本設計を実施し、最終的には周囲の海や緑豊かな農業空間の美しい景観を生かし、人々が気軽に利

用できるくつろぎの場としての整備を図る。同時に、自然と共生する社会に親しみ、理解を高める機会を提供するとともに、本市西地域の活性化の拠点として機能させることを目的として同公園が整備されることになった。

長井海の手公園「ソレイユの丘」は約二・三ヘクタールの面積を有する、入園料無料の農業体験型総合公園である。来園者に親しみやすくするため、開園前に再構築を行い、「街」「村」「水」「まきば」の四つのエリアで構成している。

（今後の展望）

長井海の手公園整備等事業は本市でも初めてのPFI事業となり、今後の新事業手法導入に当たっても参考となる部分が多いと思われる。しかし、対象となるべき一定規模以上の事業が少なく、同



小学生が園内の農園で収穫体験

事業推進のためのガイドライン策定にも拍車が掛からないのが実情だ。公園に関しても、現在、規模の大きな公園の整備は計画されておらず、今後、PFI方式によって事業が実施されるかどうかは未定である。

だが、PFIの手法は地方自治体にとっても非常に有用なものと思われる。PFI方式に関する市職員の理解が深まっているとは言えない面もあるが、実際にPFI事業を担当した者としては、これが次の事業につながるよう、強く訴えていきたいと考えている。



おぶせオーブンガーデン

来訪者との交流の輪広がる



小布施町地域創生部門産業振興グループ

● 寺島文彦

小布施は人口約一万二千人、長野県の北部、長野盆地（善光寺平）の東北に位置し、面積は十九・

〇七平方キロと長野県下で最も小さな町である。

気候は内陸性気候で、最高気温は三五度以上にも達し、最低気温はマイナス一〇度以下になるため、気温の年較差が極めて大きい。この大きな寒暖差が高品質の甘味の多い果実の栽培を可能にしており、リンゴ、ブドウ、モモなど果樹を中心とした農業の町だ。

特産のクリ栽培は六百年もの歴史があり、クリ菓子の製造は江戸時代から始まり、クリ三昧といわれる「栗羊羹」^{ようかん}「栗落雁」^{らくがん}「栗かの子」は、和菓子として日本でも五本の指に入る銘菓の一つとなり、現在の町主産業でもある。

なお、北斎館周辺の町並み修景事業で施工したクリの木歩道「栗の小径」^{こみち}は全国から



栗の小径

高い評価を受け、現在では年間百三十万人ともいわれる観光客が全国各地から訪れている。

（欧州研修などで花作り意識高まる）

さて、昭和五十五年に住民の日

常生活に潤いのある環境を提供しようと、「町を美しくする事業推進委員会」が全二十八自治会に結成された。中学校にも緑化部が設置されたことにより、小布施の花の町づくりは、町別生徒会ことの花壇作りが老人クラブや育成会と共に始まったのがきっかけである。

昭和五十六年には条例で、町の



小布施栗



観光客の賑わい

民と行政の役割を明確にするため、第三次小布施町総合計画の中に、「花によってまちを装いましょう」「花によって福祉の心を育てましょう」「花を町の産業に育てましょう」という花に関する三つの目標が掲げられた。

こういった取り組みにより、平成六年には花のまちづくりコンクールで「農林水産大臣賞」を受賞し、また、やすらぎのあるまち、伝統が生き続けるまちとして「都市景観百選建設大臣賞」を受賞。四年後の平成十年には緑化推進功労「内閣総理大臣賞」を受賞するまでに至った。

（英国のプライベートガーデンにならう）

このように十数年にわたって進められてきた「花のまちづくり」への取り組みは、次第にその

花を「りんご」、町の木を「栗」、普及花を「ミスミ草」「サルビア」「萩」に設定し、昭和六十一年には町の基本計画に「うるおいのある美しいまちづくり」の一章が新たに設けられた。各家庭や道路に接する部分の緑化や花壇植栽が始まった。平成に入り、ふるさと創生事業の一環として、環境と花のある町を目指して、ヨーロッパ町民研修がスタートした。地域・家庭・花壇の三部門を対象としたフラワーコンクールも始まったことにより、住民意識も一層高まった。平成三年には住



(上) オープンガーデン (右) オープンガーデンブック

成果を表し始めたが、当時(平成十一年)ガーデニングの技術指導者、杉井明美先生から「オープンガーデン」の提案がなされた。

提案の内容は、イギリスでは年に一度、プライベートガーデンを一般に公開する習慣があり、庭の公開内容について情報掲載されている本も刊行されている。表紙が黄色いことから、「イエローブック」と呼ばれているとのことであった。

杉井先生は小布施のガーデニング技術もレベルが向上しているのだから、オープンガーデンを小布施



施町でも実施してはどうか」と提案された。そこで、町が施策としてオープンガーデンを実施することにより、全国からガーデニング愛好家が来訪すれば、花を愛する仲間同士の励みにもなる。花のまち小布施の住民としても誇りが持てるので、行政が指導的役割をもつて進めてみてはどうかということだった。

67軒が自主的に運営

そして平成十二年、三十八軒の参加を得てオープンガーデンがスタートした。官民一体となつて取り組んだオープンガーデンでは当時全国初の試みだった。個人の庭を一般公開するという試みはマスコミにも大きく取り上げられ、大変な賑わいとなった。

その一方で、花木をねだられたり、庭を荒らされたりして、来訪者への対応に追われるオーナーの疲労も激しかった。訪問者の中には「誰それさんの庭では花苗をくれたのに、お宅はくれないのか」と要求する人もいた。そこで、オーナー会議が開かれ、「花苗はあげない」「過度のサービスはしない」「町で発刊している『オープンガーデンブック』に注意事項や庭を見るマナーを書き入れる」など、鑑賞者のルールなどが話し合いで決まった。

これにより、軒数の推移は当初(平成十二年)三十八軒から始まったが、年々増加し、平成十七



小布施町のガーデナーの皆さん

術を楽しく学ぶ場として「小布施花仲間ガーデニング大楽校」が平成十四年から開催されている。講師は園芸界の草分け的存在で、園芸プロデューサーとして活躍されている鷲尾弥先生を迎え入れ、指導していただいている。

賑わいのあるまちに

こういったオープンガーデンの取り組みは順次定着し、来訪者との意見交換や技術の交流が生まれ、平成十三年には北信濃七市町村で広域イベントとして開催した「世界のひとと花フェスタ in 北信濃」や、全国の花のまちづくりに取り組む市町村が一堂に会して行った「第三回全国ガーデニングサミット・花仲間コンベンション in 小布施」など、全国各地や海外から大勢の花仲間が参加し、交流の輪も一層広まっている。

今後も住民の「自主性」を尊重しながら、花のある美しいまちづくりを目指し、小さくても「キラリと光る」賑わいのあるまちづくりに取り組んでいきたいと考えている。

県南の中核都市、

光り輝くまちづくり目指して



徳島県阿南市長 岩浅嘉仁

阿南市の現状

阿南市は、紀伊水道に面した徳島県東部海岸中央部、県都徳島市より南へ約二十キロに位置し、海、山、川の豊かな自然に恵まれた、面積二百五十二・二二平方キロ、人口約五万七千人、徳島県南部における産業経済文化の中心都市です。

変化に富む臨海部には、天然の良港、一級河川那賀川の豊富な水などの恵まれた資源を生かし、製紙工場や西日本を代表する火力発電所が立地されています。世界的企業に成長した発光ダイオード（LED）メーカーと併せ、四国における有数の工業都市と自負しています。また、観光面においても海水浴、磯釣り、ウミガメの産卵地などで多くの観光客で賑わっています。

市内東部に広がる平野部は、那賀川の恵みを受けた肥沃な土地と温暖な気候と相まって、県内有数の早期米地帯を形成し、また、ニンジン、キュウリなどの促成栽培も盛んで阪

神方面への供給地域となっています。

平成十年、明石海峡大橋が開通し、また、平成十三年には阿南、大阪間に高速バスが運行を開始し、約三時間で結ばれたことにより、大阪、神戸が身近なものになっています。

那賀川・羽ノ浦両町との合併

本年三月二十日、隣接する那賀川、羽ノ浦両町を編入合併し、面積二百七十九・三九平方キロ、人口約八万人の新市としてスタートすることになります。両町とは従来、ごみ、し尿、消防業務で二部事務組合を構成、長年苦勞を共にしてきております。一市二町の合併は県南の中核都市として四国の東海岸をリードする第一歩であり、最も自然な形の合併であると考えています。

三位一体改革に代表される行政改革、地方分権社会の進行により、ますます地方自治体の自立が求められています。本市においても人口の減

少、少子高齢化社会への対応を考えたとき、一市二町が一体となることにより人口の定着、地域活力の維持が可能となります。将来を見据え、活力と魅力にあふれた「足腰の強い、力のある自治体」を創り上げることができると考えています。

あなん・光のまちづくり事業

市の中心市街地は大型店の進出、消費行動の多様化などの変化により、空き店舗などの諸問題が深刻化し、早急な対応が迫られています。

市街地活性化の手段として、本市が世界に誇る地場企業である発光ダイオードメーカーからLEDの提供を受け、「光」を活用したイベントを市商工会議所、地域が一体となつて、平成十四年度から「あなん・光のまちづくり事業」を定期的に実施しています。

平成十四年度および十五年度は市街地の牛岐城跡公園や商店街を青、白、緑のLEDでライトアップし、

十数万人の集客があり、「光のまち・あなん」として定着しました。平成十六年度、十七年度には夏祭りやクリスマスに市内外からの多くのボランティアの手も加わり、七色フルカラーLED百万個を使ったドーム、ツリーなどの光のオブジェをライトアップし、多くの観光客や市民の方で賑わい、全国ニュースとして発信されました。また、東京ドームにおいても披露され、阿南市の名を全国に広めました。今後、「光」を常時体験、見学できる施設やオブジェの常設化を考えています。

このように、地域の特性を生かしながら、官民一体となった特色ある事業を展開し、市民に夢と希望を与え、ともに、進展する地方分権時代に徳島県南部、また、四国東部の一隅から光り輝き続けたいと思っています。



花・花ランド全景



パーゴラに咲く花々と園児たち



イベントでの花苗植栽



イベントでのハンギングバスケット実演



障害者団体によるハーブティーの提供

世代間交流公園 ● 新潟県見附市

あらゆる世代が集い、交流できる市民の憩いの場として、平成13年に完成した世代間公園は「花・花ランド」の愛称で呼ばれる。ハーブやバラをはじめ、色とりどりの草花が四季を通して楽しめるほか、春の植栽イベントや秋のフェスティバルでは、市内の幼稚園・保育園児、小・中学校生徒、市民グループ、老人会など幅広い世代が集い、草花の植栽や種まき、プランター植栽の実践やコンテストを行う。公園で収穫したハーブを使ったクッキーやハーブティーを障害者団体が参加者に提供するなど、草花を通じたさまざまな交流が育まれている。平成15年の全国都市公園コンクールでは、0.1ヘクタールの小さな公園が生む大きな地域づくり活動として、世代を超えて愛される住民参加型の公園造りが評価され、国土交通省地域整備局長賞を受賞した。

公園を生かしたまちづくり



水耕栽培の植物を採取している様子



虫捕りなどを兼ねた行楽の家族



ジオパークから見た土浦港



土浦ジオパークの全景



子どもたちが水中の虫を探しているところ

土浦ジオパーク ● 茨城県土浦市

土浦ジオパークは、平成7年に建設省（現国土交通省）が土浦市湊町に設置した浄化施設である。その仕組みは水耕生物ろ過法で、植物の栄養である窒素やリンを植物に吸収させて、霞ヶ浦の水をきれいにするものだ。これにより、施設内の水の透明度も改善され、多くの生物が生存しており、子どもたちをはじめ、市民が浄化の仕組みを実感できる環境学習の場となっている。クレソンなど水耕栽培された植物は食べられ、市民が自由に刈り取りすることによって湖への関心を高めるとともに、浄化能力の保持にもつながる。このように市民が直接かわることにより、浄化に対する意識を高めてもらおうという住民参加型の施設でもある。

正面入口の門柱や後ろの公園事務所は、蚕糸試験場時代のものを残して利用している



広い広場。ゆるやかなスロープで、軽スポーツなどに利用される。この日は保育園児らがスロープを上り下り



香りの散歩道。花の時期には植えられているクチナシやジンチョウゲなどが辺り一面甘い香りに包まれる



つどいの広場。時々リサイクルバザーが開かれる

蚕糸の森公園 ● 東京都杉並区

蚕糸の森公園は、農林水産省の蚕糸試験場が昭和55年に茨城県・筑波研究学園都市に移転した跡地に造られた公園だ。跡地利用に当たって、杉並区は防災機能を持たせるとともに、区民の福祉増進に寄与するような施設を建設することになり、施設の具体化については周辺の住民と共に検討した。住民らの考えを踏まえ、跡地に公園をはじめ、小学校、災害備蓄倉庫などを建設。公園のオープンスペースは区立杉並第十小学校などと一体となって地域防災の拠点になっており、小学校の運動場や温水プールなども学校で使用する以外は地域、区民に広く開放されている。

公園内に設置されている簡易トイレの掃除も行う

藤棚の枝を剪定しているところ。ここまでの作業をしている団体は少ない

公園内低木の剪定作業を行っているところ



この公園は住宅地に隣接した樹林の多い公園であるが、定期的な維持管理活動によって明るく、見通しのよい状態に保たれている

公園アドプト制度 ● 東京都八王子市

当市の公園アドプト制度は、市民と行政との協働による公園管理の新しい方法として、平成14年4月にスタートした。市民にはボランティアとして、公園の清掃や除草、低木の剪定といった維持活動をしてもらう。これは「できることをできる範囲で」が基本で、活動内容は参加する人が決める。このため、参加団体によって維持活動の内容はさまざまである。行政は活動用具の支給やボランティア保険の加入といった支援を行っている。公園の維持管理を通じて、地域住民の地域コミュニティ育成や公園愛護心、美化意識の向上などといった効果がみられる。開始から3年半を経て、現在では120以上の団体がアドプト制度に参加している。



地域でグランドゴルフをする老人会のメンバーが競技前に公園の清掃を行っている



煙突モニュメント



赤レンガ造りの旧工場建屋



噴水広場



植物や昆虫、鳥、魚などが共生できる空間「ビオトープ」を再生したコーナー。煙突のある建物は旧工場建屋のモニュメント



ノリタケの森からは名古屋駅前の高層ビルが望める

ノリタケの森 ● 名古屋市

ノリタケの森は、洋食器メーカーのノリタケカンパニーが本社工場敷地（名古屋市西区）に創業100周年を記念して平成13年10月に開設したものだ。48,000平方メートルという広大な敷地のうち、22,000平方メートルほどが緑地で、緑あふれる園内はカルチャー、コマーシャル、ヒストリカルの3ゾーンで構成されている。明治7年に建築された赤レンガ棟や工場跡をしのぼせる6本の煙突モニュメントが近代陶業発祥の地であることを象徴的に物語っている。手入れが行き届いた緑地での散策のほか、陶磁器の製造工程の見学などができる。一日中くつろげ、都心に生まれた憩いの空間と言える。名古屋駅から徒歩15分という好立地にあり、年間約45万人が来場する。

桜の季節の芝生広場



芝生広場脇のせせらぎ



洛西浄化センター公園 ● 京都府長岡京市

洛西浄化センター公園はその名の通り、京都府の桂川右岸に建設された下水道浄化施設に整備された公園である。建設に当たっては下水道施設の有効活用施策の一環として、地上7メートルの施設屋上を利用して造られた。人口密集地域に実現がなかった公園で、サッカーくじtotoの助成を受けた。天然芝の球技場やクレール球技場、テニスコート6面、3,700平方メートルの芝生広場、公園中央を流れるせせらぎ、休憩コーナー、複合遊具などが整備されている。公園に上がると、目前に草花や木々が生い茂り、小さな子どもたちが大声で芝生広場に向かって駆け出すほど開放的だ。地域住民の貴重なオープンスペースとして、また、府民の憩いの場として、大いに利用される公園を目指している。

芝生球技場で開かれた子どもサッカー教室



テニスコート



施設見学に来た小学校の生徒たち（芝生広場）

兵庫県淡路景観園芸学校 ● 兵庫県淡路市

美しい草花に囲まれ、南欧風の建物が連なる本校は平成11年4月に開校し、花と緑によるゆとりと潤いのある美しい景観や環境の創造に寄与する「景観園芸」を学ぶための、全国に例がない兵庫県独自の実践重視型の教育研究機関である。大学卒業生らが学ぶ「景観園芸専門課程」「園芸療法課程」は、全寮制による少数精鋭による実技中心の教育を行っている。一方、専門教育だけでなく、県民を対象とした生涯学習講座である「まちづくりガーデナーコース」も盛んで、修了生は兵庫県内各地で花と緑のまちづくりを中心としたまちづくりのリーダーとして活躍している。キャンパス内の庭園は一般にも開放され、見学自由のオープンガーデンで四季折々の珍しい草花が来校者の目を楽しませている。水曜日と土日、祝日には、「まちづくりガーデナーコース」の修了生がボランティアとして無料で庭園を案内してくれる。

景観園芸専門課程の授業で、生徒が植物の生育状況を調べているところ



学校の全景



園芸療法課程の授業風景



生涯学習講座のまちづくりガーデナーの実習風景

陶工の庭と唐臼。当時、陶石を砕いていた唐臼が復元され、めおとしの塔が澄んだ音を響かせている。「日本の音風景100選」にも選ばれた

大川内山のシンボル関所。藩政時代、製陶の秘法を守った大川内山にふさわしい関所を再現している



鍋島藩窯公園 ● 佐賀県伊万里市

市の中心部から南へ6キロ、三方を山に囲まれた大川内山は別名“秘窯の里”として親しまれている。切り立った奇岩は山水画の景観があり、鍋島藩窯跡地としての三百有余年の歴史と伝統がいぶき、レンガ造りの煙突や窯元群が情緒を伝えてくれる。大川内山に置かれた鍋島家藩の御用窯は製陶技術が外部にもれぬよう、厳重な監視下に置かれていた。鍋島藩窯公園は秘窯の里そのものの特色を創出す



るため、建設されたものだ。訪れる人々が優れた歴史遺産の中で伊万里焼に親しみ楽しく参加し、憩える場所であり、本市の観光のメッカとなっている。歴史の再現として「関所」を大川内山の入口に設け、「陶工の庭」からは昔ながらの水を利用して陶石を砕く「唐臼」三基の音がのどかにこだましている。

(写真上) 鍋島藩窯橋。欄干には色鍋島の壺、上流側には龍の陶板、下流側には鳳凰の陶板と、焼物づくりの橋 (左) 展望広場の大壁面。展望広場の入口に、陶片とトンバイ(焼煉瓦)で登り窯をアレンジした壁面のモニュメント



登り窯。昔ながらの薪で焚く登り窯で、藩窯で培われた技法により、献上品の焼成などに使用されている



「スポーツ振興」と「地域再生」を結び付けた新たな施策として、総務省と文部科学省

との連携の下、平成

十七年度からスター

トしたスポーツ拠点

づくり推進事業。こ

の事業は継続してス

ポーツの全国大会を

行う市町村とスポー

ツ団体を支援し、高

校野球の「甲子園」、

ラグビーの「花園」

のように青少年のあ

こがれの聖地を各地につくること

で、その地域の再生、活性化を図

ろうというものである。

平成十七年度に選定されたのは

全国三十四市町村。北は北海道、南

界に通用する選手の育成を目的としたテニス大会ジャングラスホ

パー・全国ジュニア

テニス in 佐賀が初

めて開催された。

全国から選抜され

た十三歳以下の男女

百二十八人が参加

し、一週間にわたっ

て佐賀市内に滞在

し、昼は試合、夜は

栄養学やトレーニング

法などの講義が行

われた。

この大会で興味深いのは、有田

焼についての講義や、江戸時代に

佐賀を統治した鍋島藩の城を復元

した佐賀城本丸歴史館を訪ねるな



佐賀市でのジュニアテニス大会

動きだしたスポーツ拠点づくり

—平成17年度大会を振り返って—

域資源と連携させながら、魅力的な観光地として発信していきたいという思いを持つ。九州という場所柄、日本だけでなく韓国からの誘客も視野に入れているとのこと。今後、観光面からも地域活性化を図る。

もう一つ紹介したいのが、静岡県磐田市。予選を勝ち抜いた全国の二十四校が高校ナンパーワンを目指して行われる全日本高等学校女子サッカー選手権大会。炎天下繰り広げられたサッカー大会はレベルの高い大会であったことは言うまでもないが、この大会の素晴らしさはそれだけではない。大会は市民ボランティアによって支えられている。

磐田市は大会開催に当たり、市民からボランティアを募集。九十一人の応募があり、延べ三百四十人が大会中、選手の受け付け、試合結果の張り出し、会場の清掃など、競技運営以外の部分の運営を担当した。大会スタッフの約三分一の人数をこの市民ボランティアが担う。スポーツ拠点づくり推



磐田市の高校女子サッカー大会で活躍する市民ボランティア

進事業のほかの大会に比べてもこのボランティア数はかなり多い。磐田市では過去に二〇〇二年の日韓共催ワールドカップサッカー大会、翌年の静岡県国体においてボランティア活動が醸成されてきた。市民との協働がしっかりと磐田の地に根付いているからだと言えるだろう。磐田市としては、今後この市民ボランティアを組織化することで、ボランティア体制を盤石なものとし、市民との連携による拠点づくりを推進していきたいと考えている。

ただ、どちらの事例にも課題がないわけではない。どの大会についても共通して言えることだが、広報体制が弱く、大会の認知度はまだまだ低い。この点を改善しながら、十年間大会を開催し、拠点づくりを進めてほしい。

お近くで大会が開催される場合には、ぜひとも会場に足を運んで小中高校生の熱戦をご覧いただき、大会を盛り上げていただきたいと思います。

(財)地域活性化センター

情報サービス課

● 川畑瑞恵



コミュニティガーデン通じて

緑化とまちづくり

県営公園内で活動を継続



環境市民・東海

代表幹事

● 鶴岡 朗

当団体は、名古屋市緑区にある「愛知県営大高緑地」の東側に位置するフィールドをベースにコミュニティガーデン活動に取り組んでいる。広さは一千平方メートルで、南西に向かって緩やかな斜面になっている。個人中心の市民農園などと違って、みんなで作物を共同作業で作ることで、人と人とのつながり、人の輪ができる楽しみがある。誰でも参加できるプロジェクトとして、多くの人に親しまれている。

当団体の代表的なプロジェクトの一つであるコミュニティガーデン活動は、安全でゆとりのある循環型のコミュニティを育成・創出していくための「まち」と「みどり」を再生していくことを目的とし、地域住民が主体となって取り組む一連の活動（財都市緑化基金のコミュニティガーデンネットワークパンフレットより）である。

（県の緑化フェアで企画受注

二〇〇三年、愛知県の主催事業である「第十五

回あいち都市緑化フェア」の公開コンペで企画を受注することができた。このイベントでコミュニティガーデンのプログラムを実施するため、活動できる場所を探していたところ、愛知県公園緑地課と公園管理者から前述の場所が提案され、私たちも同意した。この敷

地には以前、民家が四棟建っていたが、公園整備により移転するため、資材置き場として使用され、その後、遊休地になっていた。

イベントのため立ち上げたプログラムを現在まで継続していることが、当団体のコミュニティガーデン活動の大きな特徴である。それも県営公園内という



大高緑地のコミュニティガーデン

公のスペースで活動をしている。公園管理関係者には大変感謝している。

（実験的な活動

私たちが所属する環境市民は、環境を大切にしたいという思いのある人が集まって、一九九二年七月に環境問題に対して総合的に活動できる非政府組織（NGO）を目指して組織された。当初、主たる事務所を京都市に置いていたこともあり、活動は関西エリアで行われていた。そのため、東海エリアの会員は活動に参加しにくい現状があった。そこで東海エリア会員有志が九九年に「自主的な活動」「参加できる場所」で企画運営を始めた。

まず、このエリアではコミュニティガーデンはどの団体も取り組んでいないという理由から、二〇〇〇年に「国営木曽三川公園パークセンター」（当時岐阜県海津町）、名古屋市北区尼ヶ坂の民有地の二カ所で、コミュニティガーデン活動を実験的に実施した。

この時に培ったノウハウや意義を、インターネットや行政関係・一般市民を対象にした報告会、日進市の環境学習講座などで公開した。

（これまでの成果

この活動を通じて、地域の皆さんや公園管理関係者、ほかの民間非営利団体などとコミュニケーションが取れるようになったことが一番の成果である。

そして、人は同じ世代に共感するものだと理解するようになった。若い世代を誘うときは、若い人が声を掛ける。シニア世代を誘うときはシニアが声を掛ける。やはり同じ世代の方が警戒心もなく、スムーズに会話も進み、打ち解けるのも早いのである。それぞれの世代にコミュニケーションが生まれると、世代を超えた新しい交流ができる。それがまた楽しみだ。

大高緑地での活動に自信をつけると、次の活動が始まった。「地下鉄の駅前広場に森をつくるウソのような、ホントの森づくり」である。

名古屋市が市交通局地下鉄名城線の自由ヶ丘駅前に所有する土地に「花王みんなの森づくり活動助成」により、苗木を購入して市民が森をつくる「ぶちオアシスプロジェクト」である。

名古屋市緑地推進課の担当者が一生懸命に、市民やNPOが安全に植樹でき



子どもも参加してヒマワリの種まき



地下鉄自由ヶ丘駅前の森づくりに参加した皆さん

現在も清掃や水やりなどの管理維持活動を行っている。

課題と今後の計画

これまでの活動を振り返って、コミュニティガーデン活動の課題としては次の点などが挙げられるだろう。

- ▽安全管理・傷害保険加入などを通じて、けがや事故への対策が必要である。事前登録や当日の体調も把握すべきだろう。
- ▽農機具など機材は以前二百メートルほど離れた倉庫に保管していたが、活動場所に必要である。
- ▽活動の説明板を設置し、何をしているのか、こ

る場所を探してくれた。活動当日は行政関係者や植樹の指導をしてくれた(財)日本造園修景協会東海支部のメンバー、市民、NPOスタッフが森づくりの第一歩を踏み出した。この時も地域の小学校や区政協力委員の人たちの協力で、たくさんの市民が参加し、無事終了することができた。

それから何をするのか、人がいなくても分かるようにしたい。

二〇〇四年に開催された浜名湖花博「みどりのまちづくりフォーラム in 浜松」で静岡文化芸術大学の阿蘇裕矢先生が「これからは、花と緑のしあわせなまちづくりに変わる」と提唱した。私たちもこの方向でコミュニティガーデンを推進している。活動に参加した人たちが利益を求める経済行為でなくても、満足感や達成感が得られるように考えている。



大高緑地パークレンジャー

イガーデン活動を提案したい。校区のコミュニティガーデンの活性化につながり、教職員や児童、PTAといった枠組みを超えた、校庭に必ず誰かがいる環境づくりと言えるだろう。花壇やビオトープ作りを通じた活動が、地域の安心・安全パトロールに発展できる可能性もある。

そうした考えに立って、都市公園の持っている限らない可能性の中で、以下の三つの計画について提案したい。

- ▽老若男女の憩えるサロンであるコミュニティガーデン・サロン化計画。
- ▽身近な環境を学べる里山ビオトープであるコミュニティガーデン・里山ビオトープ化計画。
- ▽公園の歴史的経緯が楽しく学べるコミュニティガーデン・楽習施設化計画。

また、小学校でのコミュニティ



高齢者・障害者が使いやすい

公園造り進める

—— バリアフリー化などに取り組む「ハートフル事業」

（思いやり・優しさ育む場）

緑豊かな大阪府の府営公園は、心と体の健康を保ち、人間としての思いやり、優しさを育む場ではない。また、高齢者や身体障害者、幼児、子ども連れの親らあらゆる人々の利用に際しても十分に配慮し、福祉の視点からの公園施設の整備・改修を行うことによって府民が安心して利用することのできる府営公園としている。

その考えに立って、公園施設のバリアフリー化（出入口や段差の改修、スロープの設置など）、多目的トイレやあらゆる人々に優しい休憩所の整備などを行っている。

（ゆったりトイレ・らくらくルート）

昭和四十年代より、ノーマライゼーションなどの流れから、大阪府では身体障害者対策として、服部緑地では昭和四十六、四十七年、大泉緑地では昭和四十九年、久宝寺緑地では昭和五十年にそ



大阪府土木部公園課 ● 陣門泰輔

れぞれ身障児コーナーや盲人コーナーを整備してきた。

平成四年は、「国連・障害者の十年」の最終年であり、大阪府は、不特定多数が利用するすべての施設を安全かつ容易に利用できるよう整備、構造などに関する技術的基準などを定めた「大阪府福祉のまちづくり条例」を制定した。

府営公園においても、国際障害者年（昭和五十六年）を契機にし、施設改修を進めてきた。平成三年より高齢者や障害者にも利用しやすい公園造りとして、「ハートフル事業」をスタートさせ、平成五年「ハートフルパーク実施計画」が策定された。計画では公園施設の質を高め、ボランティアなどの人的支援システムの充実を図ることなど、新たな魅力づくりへの提案がなされ、平成六年よりそれらを踏まえた下記の四つのメニューを進めてきた。

▽老朽化した身障児コーナーや盲人コーナーのリニューアル。盲人コーナーが、服部緑地で

は平成四年度「ちかくの森」、大泉緑地では平成九年度「ふれあいの庭」、久宝寺緑地では平成十四年度「風の広場」に生まれ変わった。

▽多目的トイレや子供用便器を備えた誰にでも優しい「ゆったりトイレ」の整備。

平成八年度には大泉緑地、平成九年度には久宝寺緑地や浜寺公園にて、「ゆったりトイレ」が設置された。



ゆったりトイレの内部

▽府営公園内の入口から公園内のあるところを結び「らくらくルート」を設定する「らくらくルート事業」を進めてきた。障害者や高齢者らが楽に散策できるよう、「大阪府福祉のまちづくり条例（平成五年）」に基づいた、出入口や段差の改修、スロープの設置、公園施設の整備改修を行っている。また、平成十五年四月に「大阪府福祉のまちづくり条例」が改正されたことに伴い、各公園の施設の現況を調査・分析して、各府営公園が今後さらに「人に優しい公園」とするべく現況を把握し、「らくらくルート事業」改修計画の策定を行い、さらなる整備改修を進めている。

▽老人医療費見直しにかかる施策で、らくらくルート上に休憩できる場所を整備する「ほっとコーナー事業」を進めてきており、平成十五年度に計画個所での整備が終了した。

「五感通して楽しめる」「ふれあいの庭」

ハートフル事業の事例として、大泉緑地の花と緑の相談所の東側に位置する「ふれあいの庭（〇・二ヘクタール）」を紹介したい。

美しい四季の草花がいつでも見られ、植物材料により身近に接することができ、障害者もお年寄りも、子どもも大人もあらゆる人が五感（音、香り、色、感触、味）を通して草花の色彩や香り、水の音や感触などを楽しむことができるように配慮した花園である。施設構成は、草花を主体とし、障害者の利用を考慮して、花壇や修景池の擁壁にけり込みをつくり、車いす利用者が植物や水に触れたり、視覚障害者が水琴窟（すいんくつ）（滴が水面に落ちて「かめ」の空洞に反響する音を楽しむもの）の音や草花、ハーブの香りや感触を楽しんだりできるように配慮した施設を配置している。



大泉緑地「ふれあいの庭」のエントランス。 (左上) エントランスゾーンのジンチョウゲの触知図 (レリーフ)

植栽面の高さを約七十センチとし、車いすの人でも草花に近づきやすいような花壇に植えてあるので、花や葉、実に触れて楽しめるようになっている。

「香りの庭」は、ハーブを中心に香りのする植物を植栽しているゾーン。香りによる安らぎや季節感、そう快感を味わってもらうため、このゾーンもレイズドベッドになっており、香りをより楽しむために少しちぎって体感することもできる。

「色の庭」は、階段状のボーダー花壇に、四季の彩り豊かな草花を植えてあるゾーン。弱視の人にも識別しやすいオレシ系系の花を適切に利用し、背景となる生け垣、前景の芝生との間に華やかに調和良く配置している。

「音の庭」は、さまざまな音を楽しむゾーン。修景池の水や水生植物に触れたり、壁泉を流れ落ちる水の音や、水琴窟の音、目の前の大泉池から吹き上げる大噴水の音を聞いたりすることができ。また、周囲の森のざわめきや、池を飛び交う野鳥たちの鳴き声など、ゾーンの内外から伝わってくるさまざまな心地よい音に耳を傾けられるよう、ゆったりとしたベンチを配置している。



ボランティアが車いすの身障者の方をサポートしている様子

園としての設置目的を達成できるが、「人にやさしい公園」すなわち「高齢者、障害者ら社会的に弱い立場の人々と、健常者が同じように利用し、それによってお互いを理解し、交流することのできる公園」とはならない。例えば、付き添いの人がいない障害者は行きたいと思っても、トイレなどさまざまな問題があり、おっくうになって、行くことができない現状がある。

そのことを解消する方策の一つとして、平成九年より高齢者や障害者が健常者と共に公園を利用し、楽しむためのサポートを行うボランティア（ヒーリングガーデナー）を養成する事業を行っている。「公園が好きで、緑が好きで、自然が好きで、その素晴らしさや楽しさをいろいろな人に分けてあげたい、共有したい」思いを持つ人を募集し、服部緑地や山田池公園など五つの公園で、園芸療法の実践指導や高齢者・障害者施設の野外学習サポートなどを実現できるように内容の講座を約一、二年間受講してもらい、ボランティア組織（ヒーリングガーデナークラブ）として自立している。

今後は福祉のまちづくり条例改正を受け、平成十六年度に見直しを行った改修計画に基づき、引き続きハード面の整備だけでなく、ヒーリングガーデナーの活用、来園者への情報発信などソフト施策との連携を強化していきたい。

「ボランティアによる支援体制構築」ハード面の工夫のみでは、誰もが使いやすい公園

* 福祉の基本理想の一つで、障害者や老人が特別な存在と見られることなく、普通の人間として扱われること。



市民の力で再生し、

市民が支える公園

北九州市・到津の森公園



北九州市建設局公園管理課

佐村良夫

再生の経緯

「到津の森公園」の前身である到津遊園は、民間の鉄道会社が経営する動物園と遊園地の複合施設として、昭和七年の開園以来、北九州市民のシボル的な娯楽施設として高い人気を得ていた。しかし、レジャーの多様化や少子化による入園者の減少傾向に歯止めが掛からず経営難に陥り、六十余年に及んだ事業の継続を断念した。

到津遊園の閉園発表に対して、市民から短期間で二十六万人に及ぶ存続要望の署名が寄せられるなど大きな存続運動がわき起こった。この市民の熱意を受け、市は「動物とのふれあい」という動物園が持つ教育上の効果を確保する形で継続を決定し、新しく市営「到津の森公園」として再出発させることとなった。

到津の森公園は約二年に及ぶ再整備期間を経て、平成十四年四月に新しく市の公園としてオープンした。園内では多くの市民ボランティアが活

動し、経営の面でも三年連続して「黒字」を計上するなど、その「市民が支える公園」の仕組みは有効に機能し、全国ニュースに取り上げられるなど注目を集めている。

市民支援制度の確立

到津の森公園が市の公園として再出発するにつれては、存続を求める大きな市民運動が背景になったとは言いがた、一方では「税金の投入は慎重に」「赤字経営は避けるように」といった声も多く寄せられた。その結果、独立採算を目指した利用料金制を採用するとともに、市民アンケートや市民意識調査を行いながら有識者による検討委



街頭募金

員会を設置してハード・ソフト両面から全面的な検討を行った。

施設面では遊戯施設を大幅に減らし、展示動物のコンセプト整理を進めたが、どうしても赤字経営を避けることができた大きな課題だった。

そこで、ランニングコストの低減と共に「市民が支える公園」をキーワードとしたさまざまな市民支援の仕組みをつくりだしていった。

この市民支援の仕組みは、「園内でのボランティア活動」と「寄付などの金銭的な支援活動」を二本柱として組み立てられている。その内容は多岐にわたり、多くの市民が自分のできる支援活動を無理なく自由に選べるよう工夫されている。

市民ボランティアの活動

市民ボランティアは、「森の仲間たち」という名称で再整備期間中から一年以上にわたり、園の歴史、動物たちの特徴や飼育の現状、植物管理などの研修を十分に行い、開園当初から約百五十人の市民ボランティアが広報、動物ガイド、環境教育など九つのグループに分かれて活動を展開している。

活動開始から四年目を迎えたこのボランティア活動は、「出来る人が、出来ることを、出来るだけ」をモットーに無理をせず楽しみながら、飼育動物のエサ切り、エサの採集や獣舎清掃をはじめとする飼育作業、また、ゾウのふんを利用した紙作り、園内のハープを利用したせつけん作りなど、オリジナ

ルな活動を積極的に行っており、園の運営に大きく貢献している。

（資金面での支援活動）

ボランティア活動と並ぶ大きな柱は、市民や団体、企業からの寄付による資金面での支援活動である。ここでは支援する内容ごとに、①到津の森公園基金②動物サポーター③到津の森公園友の会―と三つの制度を設けており、支援者の意向に応じて選べるよう工夫している。

到津の森公園基金は必要な動物の購入資金や園の特色ある運営資金に充てることを目的として設けられた。個人からの寄付だけでなく、団体や企業の記念事業やチャリティーバザーの収益から多くの寄付が寄せられており、寄付総額は既に四千万円を超え、目標の二億円を目指して長期的な取り組みを行っている。

動物サポーター制度は約百種五百五十点の飼育動物の年間のエサ代を支援するもので、年間二十万円を目標としている。自分の好きな動物を指定するとそ



美化グループが花に散水



飼育グループが餌の採取作業

促進に取り組み、市議会議員をはじめ、多くの市民の方々に入会していただいている。

以上三つの制度を設けて市民からの支援をお願いしているが、特に動物サポーターや到津の森公園友の会に協力いただいた方々には入園パスポートを発行している。このほか、園のイベント情報の提供や催事の先行予約、支援者限定イベントの開催などの特典を設けるとともに、いただいた寄付金や会費の使途を情報公開することで、継続的な支援をお願いしている。

このような寄付制度への取り組みも再整備期間中から開始し、これまでで延べ約二万五千件、金額にして約二億円の寄付が寄せられ、園の運営の大きな支えとなっている。



ゾウのふんを使った紙作りの方法を教えるイベントグループ

この事業は撤退した民間の事業を公共が引き継ぐという、時代の流れに逆行するような取り組みであるが、国の努力はもとより「市民が支える公園」というキーワードを徹底したことで、新しい世界が切り開かれていったものである。

この制度が本当に機能し定着するためには、より多くの情報を発信することでどれだけ幅広い市民の経営参画が得られるかがその鍵を握っていると思われる。

今後も今の成功に安心するのではなく、市民と共にさらにステップアップできるよう努力していきたい。

（新たな市民支援の「ちから」）

市民支援の新しい動きとして開園三年目の平成十六年六月には、青年会議所、幼稚園連盟、保育所連盟、ロータリークラブ、ライオンズクラブなど、これまで到津の森公園に個別で支援していた市内十五の団体で「到津の森からの会」が結成された。

活動内容としては、チャリティーバザーや講演会の開催など、横の連携をとりながらさまざまな支援活動を実施してきた。このような自発的に芽生えてきた新たな支援活動を市としても期待を込めて見守っていききたい。

（おわりに）



湧水や歴史的遺産生かした 修景整備に努める

——交流型都市目指す「国民公園都市構想」

（はじめに）

島原市は、長崎県の東南部に位置する有明海に突き出した島原半島東端の都市で、地形的には雲仙普賢岳を背に有明海に向かって穏やかな傾斜を描き、市の面積の約半分が山林で占められている。市の北部は肥沃な土地に恵まれ、農業が盛んな地域である。

一方、南部は葉タバコ中心の耕作地帯であったが、普賢岳の噴火災害により壊滅的な被害を受けた。その後、復旧事業が急ピッチで進められ、平成十二年三月、被災地域のかさ上げとそれに伴うほ場整備や区画整備が終了した。

市の中央部は、島原城や武家屋敷など歴史的・文化的遺産が数多く点在している地域で、観光の中心地でもある。また、八十二・七五平方キロメートルと比較的狭小な中に大小約五十カ所以上の湧水地がある。本市はこのような豊かな歴史や自然環境に恵まれた観光地であり、農業や水産業の



島原市役所企画課長

● 小川 学

盛んな都市でもある。

（構想の理念）

国民公園都市とは島原市が基本理念とする「交流型の都市」への具体的な将来像とも言えるもので、国立公園、国定公園など現在あるような制度としての公園ではなく、国民の共有財産というにふさわしい価値を持った公園都市ということである。

次になぜ国民公園であるかといえば、公園とは散策するだけの場所ではなく、多種多様な催し物やイベント、レクリエーションが開かれ、多くの人が集う賑やかなところでもある。つまり、多くの人々を迎え入れるための整備を図ること、全国の人々の多くの人たちに訪れてもらいたいとの願いを込め「国民」とするものである。

（構想の具体化に向けて）

国民公園都市構想は平成七年度を初年度とする

第五次基本構想の理念であり、基本的には火山との共生を図りながら、湧水や歴史など、豊富な資源を活用して快適で魅力あるまちづくりを推進しようとするものである。本市では災害前にあっても水緑都市モデル地区、地域住宅計画モデル都市、名水百選、快適環境整備都市、水の郷など、さまざまな地域指定を受け、積極的なまちづくりに努めてきた。

国民公園都市とは、災害後にあっても島原市を構成する重要な要件としての湧水や歴史的・文化的遺産を後世に引き継ぎながら、以前から整備されてきた湧水地や公園、街路や施設、または幾つかの施設の集合体を核とする周辺部の修景整備など、国民公園都市としてのイメージを創出するという壮大なまちづくりへの挑戦でもある。

① 街並み環境整備事業

この事業は面積三十五・二ヘクタール、住宅戸数七百二十七戸をエリアとする、市の中心部の商店街地区を対象とした街並みの環境整備事業であり、平成八年度から平成十七年度までの十年間を事業期間としている。整備の目標は、市の象徴的な資源である湧水と城下町の歴史を生かしたまちづくりを推進しようとするもので、特に、コイの泳ぐまち地区や湧水などが重要な素材となる地域は、水を生かした空間や施設などを整備することにより魅力的なスポットを面的に広げようというものである。

基本的な整備項目では、最初はアーケード街からコイの泳ぐまち、そしてコイの泳ぐまち地区の下方を流れる小川までを結ぶ「散策路」の整備や、

水辺のプロムナードの整備である。小公園などについては、コイの泳ぐまちの中心施設である「中央公園」とその周辺整備を終えたところである。ここでは公園内に水路を設け、メダカやハヤを放流するなど湧水をテーマとする都市広場に再生するとともに、湧水施設（井戸など）を「ポケットパーク」として整備している。

事業区域内のコイの泳ぐまち地区は湧水が豊富なことから、湧水を楽しみながら散策することを念頭に置き、落ち着きと風情のあるまちづくりを計画している。地域住民や来訪者にとって魅力ある環境づくりを目指すために、各スポットに湧水にちなんだ施設やモニメントを配置し、歩行者ネットワークでつなぐ考えである。

② そのほかの事業

平成八年度は「ひょうたん池公園」として、それまで山林と畑地であった約六・八ヘクタールを利用して湧水地の水源・水路を整備するとともに、訪れる人の憩いの場となるような芝生広場を整備し、あずまやなどを設置した。

平成四年度から八年度にわたっては、市街地の



中央公園湧水地（上）

中央公園湧水路で犬と遊ぶ少女（右）



中心部を流れる大手川沿いを中心に、川に架かる五橋の修景遊歩道整備などを行った。すべての橋には郷土の彫刻家の彫像を設置するとともに

に、特に商店街アーケードにつながる人通りの多い橋は、休息が取れるように中央の橋幅を拡げてベンチを置いた。

これら以前の取り組みでは、城内の堀からわき出る湧水と堆積土砂などによる湿地帯を四カ年にわたり整備して「菖蒲園」

を開設した。また、本市最大の湧水池である白土湖には周囲に散策路を整

備し、コイの泳ぐまち地区をはじめとする主な湧水箇所はポケットパークを整備するなど、公園化や景観整備に努めてきた。

（おわりに）

国民公園都市にはもう一つの精神的な側面がある。それ



島原城の堀と「菖蒲園」



ひょうたん公園と湧水池

は、噴火災害当時、島原市民は全国からさまざまな支援を受けるとともに、国や県からは巨額の財源投資を受けたところであり、このような多くの支援に応えるには島原市民として全国に対し何ができるのか、国民的に貢献できるものは何があるのか。

国民公園都市とは、そういった意識の延長に位置するもので、本市が噴火災害に際して受けた多くの支援に対し、全国の皆さんのために公園都市として機能できるように、その利用に供することで報いたいという感謝のメッセージでもある。

平成十八年一月一日、本市は隣接する有明町を合併し、新しい島原市として歩み始めた。都市像は、これまでの「火山とともに生きる湧水と歴史の国民公園都市」から、「有明海にひらく湧水あふれる火山と歴史の田園都市」へと変化した。国民公園都市の理念は将来にわたって揺るぎなく島原市民に引き継がれていくだろう。



緑とオープンスペースの 総合的な施策展開について

国土交通省都市・地域整備局公園緑地課

はじめに

都市における緑とオープンスペースは、都市構造の骨格を形成する機能、CO₂の吸収・固定や大気の浄化、ヒートアイランド現象の緩和、野生生物の生育・生息環境を保全する機能、大震災発生時において避難空間を提供するなどの都市の防災性を向上する機能、美しい景観を形成する機能、都市住民の多様なレクリエーションや自然との触れ合いの拠点としての機能など、多様な機能を有している。

しかしながら、都市に人口・産業が集積する過程で、都市内の緑とオープンスペースは減少し続け、都市防災上、脆弱な市街地の拡大が進行する一方で、ゆとりと潤いに欠ける都市が形成されてきた。

二十一世紀を迎え、わが国は、少子高齢化をはじめとした経済社会状況の変化への対応が大きな課題となっている。都市政策においても、環境と共生する二十一世紀にふさわしい都市へと再生を図る取り組みの強化が求められる中で、都市における緑とオープンスペースは将来に引き継ぐべき重要な貴重な社会資本として、その確保は従前

にも増して重要性を高めている。本稿では最近取り組まれている緑とオープンスペースの確保に関する施策と今後の展望について紹介する。

社会資本整備重点計画

公園緑地行政においては、都市内の緑とオープンスペースを確保するため、これまでは都市公園等整備五カ年計画などに基づき、都市公園の整備に重点を置いて施策を実施してきたところである。平成十五年度より

社会資本整備事業を重点的・効果的に推進するため、道路、治水、下水道、都市公園、港湾、空港などの九本の事業別計画を一本化した社会資本整備重点計画（平成十五年十月十日閣議決定）に基づき、施策を展開している。

公園緑地関係については、

▽都市の防災性の向上

▽地球環境問題などへの対応

▽豊かな地域づくりと少子・高齢社会への対応

に重点を置きつつ、計画的に

図1 都市緑地保全法等一部改正法の概要



近年、身近な生活環境に対する住民意識が高まっており、良好な街並み景観の維持・創出や緑地の保全に対する住民の取り組みも数多く見られるようになってきた。

景観緑三法の制定

公園緑地の整備を推進するとともに、水と緑が豊かで美しい都市生活空間の形成を図るため、緑地の保全や都市緑化を推進し、公園、道路、治水、港湾、空港などの各事業により確保される緑について横断的目標「都市域における水と緑の公的空間確保量」を設定し、平成十九年度までに約一割増加させることを目指すなど、重点目標の達成に向けた総合的な施策展開を図ることとしている。

国土交通省においても、社会資本の量的充実に加え、美しい自然と調和した魅力ある国土づくりを進めるため、「景観法」の施行に伴う「景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」、都市緑地保全法、都市公園法等を改正する「都市緑地保全法等の一部を改正する法律」のいわゆる「景観緑三法」が制定されたところである(図1)。

都市緑地保全法につ

平成七年一月十七日に発生した阪神・淡路大震災は死者約六千四百人、負傷者約四万三千人、建物被害など約二十万九千棟、焼失面積約六十六ヘクタールという被害をもたらした。このような大災害の中、都市公園は震災直後の避難場所として機能したほか、自衛隊の駐屯地や仮設住宅建設用地などの復旧・復興の拠点として、さまざま

震災と公園

り保全を図る緑地保全地域制度、大規模建
対象に緑化の義務付けを行う緑化地域制度
創設された。なお、本改正により、名称は
地法に改められたところである。

都市公園法については、土地の有効利用
を図りつつ、他の施設と都市公園の一体的
整備を可能とすることにより、効率的な都
市公園の確保を図る立体都市公園制度（図
2）が創設され、また、地域住民やNPO
などの都市公園管理への参画を一層推進す
るため、公園管理者以外の者が公園施設を
設置・管理する際の要件を大幅に緩和する
などの制度の充実を図ったところである。

いては、緑の基本計画制度の充実が図られ、緑地の保全・緑化の推進に加え、都市公園の整備を総合的に推進していくこととなり、都市公園法の上位法と位置付けられた。緑地保全、緑化推進の手法についても充実が図られ、都市近郊の緑地を

先進市町村現地調査報告

熱い人たちの
心意気と笑顔に触れて

小田切ゼミ



山形県金山町 ● 川崎 勉

平成十七年十一月十六日から三日間、東京大学大学院助教授の小田切徳美先生の指導の下、塾生九人をはじめ、同大学院研究生二人、現役院生、卒業生数人が参加して、広島県内各地の地域づくりに関する取り組みについて調査を行った。

■菜の花プロジェクト

「循環型社会は世直しである」をモットーにするNPO法人「IN E O A S A」（大朝町）の保田哲博理事長は、「全国各地の事例を自ら見て聞いて走り回り、最終的に菜の花プロジェクトにたどり着いた」と語る。菜の花プロジェクトは、菜の花栽培→菜種油の搾油・販売→廃食油の回収→バイオ・ディーゼル燃料（BDF）の生成・販売をするものだ。BDFはスクールバスや農耕車、施設の電力用発電機などに活用されている。事業を開始するのに必

要な資金である寄付金が地域の方から思うように集まらない中、突然匿名の寄付をいただいたという逸話を涙で言葉を詰まらせながら語る姿に胸を熱くした。保田さんが持つ地域づくりへの情熱や力強い話により、参加者一同が元気を分けていただいた。

* BDFは植物性油、もしくは動物性油から作られた軽油と同等の燃料。

■神楽門前湯治村

昭和の古い町並みを再現した安芸高田市の「神楽門前湯治村」は、地元伝統芸能である神楽の練習や実演の見学ができる「神楽ドーム」と天然温泉、宿泊施



小田切ゼミの塾生を前に熱弁を振るう辻駒会長

設などを融合した第三セクター施設である。旧美土里町の職員として当施設の建設プロジェクトに長年かわった溝本郁夫さんは、現在では役場を退職し、代表取締役として手腕を発揮されている。「ここはテーマパークではない」という誇りと旅行代理店を使わない誘客手法に加え、「神楽団」と連携する地域密着型の施設運営を学ぶことができた。

■高宮町川根振興協議会

十九集落、二百四十九戸、六百十二人で構成され、島根県との県境に位置する川根地区の高宮町川根振興協議会は、地域住民が自ら考え、悩み、実践するいわば「小さな役場」としての役割を持ち、行政に対するスタンスを「要求」ではなく、「具体的政策提言」とする理想的な「住民と行政の協働」を行っている。「住民がしっかりすれば、行政や議員もしっかりしてくる。自分はいリーダーではない。リーダーは地域に何人もいる」という辻駒健二会長の熱弁に、地域に対する熱い思いを感じた。私自身が地域に仕事と

してかわる以上に、一住民として地域の活動に役立つよう頑張らなければと痛感させられた。

■住民自治組織

平成十六年三月に六町が合併して誕生した安芸高田市は、合併により危ぐされる「限界集落」対策として、市内全域に三十二の住民自治組織を設立した。モノやカネの時代から互助・扶助の時代への転換期にあることなどから、住民・地域からの提言を受け止め、それをプロジェクトとして実行する理想的な行政運営が小田忠地域振興課長や優れた人材によって行われている。

このたびの調査では熱い気持ちを持つ核となる人材と、その力（政策力、行動力など）を最大限に引き出す人材（協力者）、さらには地域からの政策提言をプロジェクトとして実現する行政によって、行政と住民が協働する理想の姿を感じ取ることができた。調査成果を今後のまちづくりを生かしたいと、参加者全員が気持ちを新たにしたいに違いない。

今回お世話になった保田さんや溝本さん、小田さん、そして川根地区の辻駒さんと地域のお母さん方（おいしいお料理をありがとございました）、ほか多くの皆様にお礼申し上げます。

まちを愛する熱い心が

地域を変える

北沢ゼミ



埼玉県和光市市民まちづくり推進課
埼玉県和光市市民まちづくり推進課

● 茂呂あかね

北沢猛ゼミの八人は平成十七年十一月十六日から十八日まで、雪景色に変わった北海道で三日間の現地調査を行った。

■まちづくり基本条例

ニセコ町における「まちづくり基本条例」は以前から全国の注目を集めてきたが、「情報共有」と「住民参加」を柱とする理念は、首長が変わった今もしっかりと引き継がれている。

現地調査の会場となった町民学習交流センター「あそぶつく」は地域の子どもと大人とが本を通じて触れ合う空間として、本に興味を持つお母さんたちを中心に運営されており、未来を担う子どもたちと地域住民と行政とのかわりが自然と醸成されている。

八十五人の町職員のほとんどは担当以外のプロジェクトを抱えながらハードなスケジュールをこなしているが、リーダー熟修了者の方々は

じめ、町職員が町民と一体となっている姿は誇りに満ちあふれていた。

■景観・観光施策

今日の小樽運河の景観は、「運河論争」と呼ばれた国道の渋滞解消に計画された幹線道路の都市計画決定と、それに対する市民運動による結果である。また、歴史的建造物の指定、小樽職人の会、フィルムコミッションなど小樽の文化を愛し、自発的に動きだすことが観光のまちづくりの秘けつであると思った。

まちづくり推進室の高橋信太郎室長が「市民一人ひとりがまちの良さを広げられるように」と語る姿勢に、まちづくりの本質を見た思いだ。

■札幌市コールセンター

自治体初となる札幌市コールセンターはそのすべてを外資系企業に委託している。市役所への質問、提言、苦情、施設予約といったすべての事項をコールセンターに電話をするだけで情報を提供してもらえる。その

回答率は九九・二〇%、そのうち市役所に対しよくある質問のリストにより回答したものは八七・五六%である。

「行政の押し付けではなく、まずは市民のニーズを的確にとらえ、小さなことでも市民の立場に立つて改善し、喜びを共にしていくことが役所の改革となり、市民サービスの向上につながるのだ」という話を、情熱を持って同センターを立ち上げた北川憲司氏や、北川氏と同期で同センターの立ち上げ当時から彼を支え、現在担当となった金田博恵氏より伺い、ゼミ生一同心が熱くなった。



北沢ゼミの塾生（ニセコ町役場前）

■モエレ沼公園

モエレ沼公園は「環状グリーンベルト構想」における北部緑地の拠点公園として二十二年前に計画され、平成十七年七月に完成した。その特徴は、①「公園全体を大地に刻まれた一つの彫刻」とみなす彫刻家イサム・ノグチ氏の基本設計に基づいた②二百七十万トンのゴミを埋めたてて造成した——ことである。

ノグチ氏は、残念ながら同公園のマスタープランを完成させた年に急逝されたが、当時から公園造成事業に携わっていた山本仁園長から、関係者の情熱により雄大なスケールを持った緑の公園へと再生されていく様子を伺うことができ、貴重な経験となった。また、モエレ・ファン・クラブなど市民の手による公園の活用は今後も期待するところである。

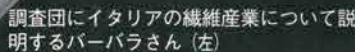
今回の先進地視察は北国の熱い心に触れた三日間であった。条例や計画、システムの導入など地方自治体が行う施策は数多くあるが、その成功の鍵は地域に対する熱い気持ちや人と人とのつながりであり、小さなことからでもその気持ちを形にしていける行動力を持つことの大切さを学んだ。

プラートには織物産業に関するすべての製造工程（紡績、染色、縫製、織物、仕上げ、ニットな

このブラートにインパナトール(impannatore)というブラートだけで使われるイタリア語が存在する。このインパナトールがブラートの織物産業で重要な役割を果たしている。

インパナトールは、製品ごとに

その製品を作るのに最適な技術を持つ小規模企業を製造工程ごとに選定し、製品化するコーディネーターのことをいう。どうすれば費用を抑えて、確実に製品化ができるかを念頭に置きながらコーディ



ネットする。製造費用は、インパナトーレが負担し、販売までを行う。このコーディネートにより、多品種少量のフレキシブルな生産が可能になる。

このようなイン
パナトーレは、二
つ以上の製造工程

を行う企業のオーナーであることが多いという。ただし、自社や自分の系列の企業に生産を依頼するだけではなく、あくまでその製品ごとに適切な企業をプラートの企業から選んでコーディネートする。

インバナトールは、プラートの産地全体を見渡し、産地に存在する企業のそれぞれの能力を的確に把握し、広い視野を持たなければ務まらないのである。

どのようにすれば、インパナト
ーレのような能力を持つことがで
きるのだろうか。

プラートには、生地に関する高
等専門学校があり、紡績、染色、
撚糸ねんしなどに関する徹底した専門教
育が行われている。ここの卒業生
はプラート産地で働くことになる。
しかし、インバナトーレに必要な

ーイタリア・プラート市ー



能力はこのような知識だけではない。経営学、マーケティングなど経済、商業に関する知識はもちろんのこと、生地に対してのセンスがあること、流行に敏感であることが不可欠である。何年か勉強し、働いただけでは身に付かない能力、センスが必要である。

実際にはインパナトールの子どもが次のインパナトールになる確率が高いとのことである。

このことについては、イタリア人のメンタリティーという別の要素を考える必要がある。一般のイタリア人は一概に大企業だからといって、そのことを良しとはしない。小さな会社であっても、自宅から近く、給料が良く、自分の会社がどれくらい素晴らしい仕事や

新しい仕事に取り組んでいるか。そのことを誇りに思うとのことだ。インパナトーレを生まれた時から見ている子どもがインパナトーレになることや、プラートの企業が小規模家族経営で存続している理由の一つは、こうした誇りが支えている。

ブライトでは、インパナトール

が産地で企画し、コーディネートしてできた製品をミラノなどの有名ファッションブランドに売り込む場合もあれば、逆にこういう製品はできないかと提案されたり、共同開発をしたりする場合もある。その割合はそれぞれ三分の一ずつとなっている。すべてではないが、産地発の企画提案力を持っている。

日本のものづくりを担う中小企業は大企業の系列として、注文されたものだけを製造する場合が多い。系列から外れると、企画提案ができず、経営が危機的状況に陥る場合がある。イタリアのインパナトーレのように、地域の中小企業が企画提案力を持つことができたら、日本のものづくり産業はもっと元気になるかもしれない。

(財)地域活性化センター

情報サービス課 ● 川畑瑞恵

フランスで一九六〇年代に生まれたエコミュージムの考え方は、日本でも取り入れられ、多くの地域で活動が行われている。このエコミュージウム（フランスではエコミューゼ）の考え方の基礎にある、「地域に既にある歴史、文化、自然などの資源を活用すること」、および「住民の参加」という観点が特色のある地域づくりにとって重要な要素となっている。そこで、フランスで初期に設立されたル・クルゾー・モンソレミヌ・エコミューゼで調査を行った。

工場や城を博物館に活用

ル・クルゾー市地域は十八世紀末から海軍に兵器を供給するための製鉄業を中心に発展し、その産業は、シュネーデル家が独占していた。住民のほとんどはその産業に携わる労働者であり、宗教や生活などさまざまな面で同家の統制を受け、文化的に近代化が遅れていた。

しかし、一九六八年の五月革命を契機に、社会の古い風俗や保守的な考え方



(左)館内の展示

城を活用した博物館



民にも理解しやすい当時の現代アートを基本に、地域住民が地元の文化などに自信を持つてもらえるようなコンセプトで行われた。その意義を住民に語りかけた結果、展示・収集や展覧会の企画運営などに地元住民が積極的に加わるようになった。展示内容は当時「疑問符の博物館」といわれた

エコミューゼの変化

などを壊そうという動きが起き、この地域でも娯楽施設など文化的に新たなものを取り入れようとする動きが高まった。さらに、シュネーデル家の系統が途絶えたこともあって、同市が同家所有の城や工場を買い取り、博物館として活用することを決めた。当時、フランス国内では二つの州立自然公園内にエコミューゼが存在していた。だが、同市域には自然公園内にエコミューゼはなく、ほかに文化施設もなかったため、残された産業関連の建造物を中心にそのまま活用し博物館としたものである。

時代の要請に柔軟に対応してきたエコミューゼ

—フランス・ル・クルゾー市—

ように、工場で使われていた機械や労働者の様子など、素朴なものを住民が自由奔放に並べ、来館者にその展示の意味について考えさせるといったものだった。この段階でのエコミューゼの主な役割は、地域住民の自己実現の場であって、入場者数や効率の経営への配慮などは特段行われていなかった。

しかし、八〇年代の半ばには博物館などの文化施設にも経済的効率を求める考えが主流になった。同エコミューゼは国や州、県議会から出資や補助金を、コミュニティからは職員の派遣と建物の提供を受けていた。このため、入場者数や経営の合理性などの点で、それらからの要請に応える取り組みが必要となった。自由奔放な展示から入場者数のことも考慮した企画を実施し、保存目録の作成などを行うようになった。この目録を使つて修復の優先順位を付け、その順位に従って共同体やコミュニティからの助成を得ている。

一方、文化省や一般の人に対し、歴史的建造物の保存を働きかけることを目的とした出版物の発行も行っている。また、使われなくなったセラミック工場を買い取った際には職業訓練や職業研修を行うことで、その修復作業に必要な資

金を職業訓練局から得ている。

*コミュニティはフランスなどでの最小行政区。

地域住民のかかり大切に

話を伺った同エコミューゼ館長のノットゲン氏は、次のようなことを個人的に強調したいと述べた。「現在は経済効率が第一に求められるが、それだけで計ることのできないものがある。当初の理念として掲げた地域住民の地域への誇りといった、人間的な感情も重要だと思う。これまで地域住民が果たしてきた役割を今後も継続させるためにも、経営の合理性を保ちながら、地域住民も何らかの形でエコミューゼにかかわってもらうことを考えている。例えば、新しい企画にボランティアガイドとして参加してもらうなど、地元住民とのコンタクトをもっと取り戻していくつもりである。そのためには組織形態の変更も含め考えているところである」。

ノットゲン氏はフランスエコミューゼコンフェデレーションの理事も務めている。先の言葉は柔軟に時代の流れに対応してきたフランスエコミューゼの方向性を示していると思う。

(財)地域活性化センター

業務一課 ● 西森 繁

民話の持つ力で 温かい地域の文化育む

「昔まずあったと。あるところに、仲のいい爺さまと婆さまがいたと……」このように始まる昔話は、全国各地に存在し、親から子へと代々語り継がれてきた。多くの人が子どもころから親しみ、懐かしさを感じるものでありながら、時代の変化とともに忘れられかけていた民話や伝説を語り継いでいこうと、活動している団体がある。福島県東北に位置する大玉村。安達太良山の美しい自然に抱かれた人口八千五百人ほどの村で、十年以上にわたり活動を続けている地元のお母さん劇団「シアター・あだたら」である。

劇団の誕生

劇団結成のきっかけは、平成四年に開催された安達郡の婦人大会。

★ 団体プロフィール ★

設立年＝平成4年12月
設立・運営主体＝任意団体
代表者＝後藤みづほ
会員数＝10人
＜事務局連絡先＞
〒969-1302
福島県安達郡大玉村玉井字星内63-2
(電話) 0243-48-2520

その年、大玉村が当番会場となったことから、アトラクションとして「何か大玉村らしいものを」と言われ、村に伝わる「遠藤ヶ滝物語」を題材とした芝居を婦人会のメンバーで演じたのが始まりである。主宰する後藤みづほさんが朗読劇として台本を書き下ろし、八人のメンバーが三百人を超える観客の前で語って聞かせた。集まった観客は皆涙を流し、「一度で終わるのはもったいない」と高齢者学級での上演を依頼される。この再演で観客から伝わってくる感動を感じたメンバーは、

その後の公演の過程で劇団をつくる決心をした。「こういった劇団をつくって、あの安達太良山が見える場所をステージにして表現できたらいいね」。その思いから、劇団は「シアター・あだたら」と命名された。

大玉村らしいもの

ところで、演目となった「遠藤ヶ滝物語」。実は脚本を書いた後藤さんも結婚して村に来てからの長い年月を、その伝説を知らずに過ごしていた。そんな後藤さんと「滝」を引き合わせたのは、亡くなった後藤さんの義母。病床の彼女から、「夢に赤不動さまが出てきて命を助けてくれたから、お礼に行かなければ」と言われ、連れて行ってもらった先がこの滝だった。「この村には、こんなすてきな伝説があつて、すてきな場所があつて、里の人たちの心の支えになっている」。心を打たれた後藤さんがその伝説をひもといていくと、そこには源平移り変わりの時期に大きな役割を果たした人物の姿があった。八百年という年月を経てきたこの伝説。当時の人が大切なものだと思ったからこそ、言い伝えを残し、伝説としてきたのだと、後藤さんは語る。



メンバーの添田さん(左)と後藤さん

「この村には大事にして語り継ぎたいことがある」。その思いを抱いていた後藤さんが、「何か大玉村らしいものを」と言われた時に、遠藤ヶ滝の話は何より先に思い付いたのは、実に自然な流れであった。そして、風土と村人の生活とを縦糸横糸にして、大切に伝えた芝居が感動をもたらし、観客に「村の持つ素晴らしさ」が伝わったからであろう。

劇団活動の広がり

シアターの活動は次第にその輪を広げていった。自主公演もあるが、招かれて出かけるケースが多く、県北の多くの保育園や幼稚園、そして県外からも声が掛かるようになる。朗読劇だけではなく、演劇にも取り組む中で、「遠藤ヶ滝物語」に続いて村にまつわる朗読劇二作を仕上げ、「ふるさと物語朗読劇三部作」として完成させた。

六年目には演劇ボランティアとして授産施設の知的障害者と共に共同公演を実施。健常者と障害者とが楽しみながら一緒に作り上げた音楽劇「おむすびころりん」のステージは、多くの感動を呼んだ。

舞台から語りへ 「民話茶屋」の開幕

平成十一年、村の祭り

を機にシアターの活動が大きく転換する。祭りの二日間、シアターと村の茶道クラブとが協力し、抹茶と民話語りによる癒しを提供した。場所は閉鎖された村営ロッジ。安達太良山のすそ野に広がる国有林に位置し、森の心地よい風と滝から流れ出るおいしい水に恵まれたこの小さなロッジが、その後のシアターのステージとなっていく。

祭りの後、地域の民話を語り継ぐ場としてこのロッジを活用できないかと考えた後藤さんは、村内で活動する団体に声を掛け検討を重ねた。そして、ほかの団体との協力により運営委員会を立ち上げ、手作りの郷土料理と民話の語り部でもてなす「森の民話茶屋」がオープン。県と村の助成を受けてスタートした茶屋は、今年の春には七年目に入る。村所有の建物であること、そして何よりもメンバーのボランティアの熱意により、経費分は贈り形での運営を続けている。

営業は四月末から十一月初めまで約半年間の土日と祝日。一度に三十人ほどしか入ることのできない店



後藤さんの語る民話に、家族で熱心に聞き入る

で、一日三人のスタッフが年間二千三百人もの客をもてなす。客層はさまざまで、保育所の遠足や中学生の体験学習にも活用され、ここで覚えた民話を文化祭で発表するなど、身近なところから文化の継承も行われている。また、評判を聞きつけて訪れた遠方からの客をはじめ、村外からの来訪者が八割を超え、地域文化発信の役割も果たしている。

現在、運営スタッフはシアターのメンバーを含む二十人。評判が広まりつつある茶屋は、たくさんの人に来てほしいと願う一方で、訪問客一人ひとりを大切にする癒しの場であり続けたいという思いも持っている。

民話の持つ力

語り部は後藤さんを中心に四人。当初は十くらいしかなかったレパートリーも、現在では二百にまで膨らんだ。聞き手は時には大笑いし、また時には真剣にうなずきながら、後藤さんの語りの世界に引き込まれていく。五十冊を超える茶屋の「感想ノート」には子どもから大人まで、

こうした人々の素直な気持ちが伝わっている。読んでみると、こうもびたりと聞き手に当てはまるものかと思ふほどだ。方言を生かし、聞き手の年齢や状況によって題材を選びながら語る後藤さんは、これらをすべて民話の持つ力、昔の人が語り伝えてきたことの持つ力だと話す。語り部の力ではなくて、民話に

込められた普遍的なものと時代の流れの中で変わりゆくものが、心に語りかける力だと。そう話す後藤さんは、「文化とは育まれるもの」と考えている。演劇や語り部をすることだけでなく、見たり聞いたりすることだけでもない。そうではなくて、語り部と聞き手、あるいは演技をする人と観客、その間に通うものが文化なのだと言う。これは音楽でも食事でも同じこと。この茶屋が両者の見えないつながりや、間に生まれる文化を育む場所になればいい、そして、そうした文化の価値観を見いだす人が一人でも多くなるような地域おこしができればいいと、後藤さんは続けた。



「うつくしま未来博」にて、総勢60人による「鶴塚ものがたり」の公演

これからのシアター

現在、シアターはこの茶屋での活動と並行して、大規模な公演活動も行っている。平成十三年の「うつくしま未来博」では村内から公募で演者を募り、三歳の子どもから七十歳台のお年寄りまで総勢六十人という大舞台を披露、平成十六年には二

本松市で、郡婦人会の会員五十八人と共に千人の小学生の前で音楽劇を演じた。

大勢の観客の前での公演と、相手に応じて題材を選ぶ語り部。この両立により、シアターは自らが望む文化伝承の形へとより近づいてきた。今後も、感性を育て合う場を広げるため、さまざまな表現方法を使って挑戦を続けていきたいと、後藤さんは考えている。

「未来の子れどもたちに良いことを」と後藤さんが願うように、これからも地域の宝物、土地の良いところを表現し続けてほしい。そして、文化を育む場所をいつまでも守り続けてほしいと願っている。

建築職能集団として

まちづくりに貢献

くまもとアートポリス

熊本県建築士会まちづくり委員会
が所在する熊本県は、九州のほぼ中
央に位置し、東に世界一のカルデ
ラ・阿蘇山と、西に風光明媚な天草
の島々を擁する自然環境に恵まれた
県土にある。その県都熊本市は人口
六十六万人、名将加藤清正の築いた
熊本城を中心とする緑豊かな市街地
が広がっている。

熊本で建築を語る
とき、昭和六十三年
当時の細川護国知事
の提唱で始まった
「くまもとアートポ
リス」は忘れてはな
らない。この事業は、
建築家磯崎新氏をコ
ーディネーターに迎
え、県全域を対象に



水上委員長(左)と県建築士会の芳井和彦事務局長

さて、その熊本県建築士会のまち
づくり委員会は建築士法
の規定に基づき設置され
た(社)熊本県建築士会の内
部委員会組織だ。建築士
会の本来の活動目的は、
建築士の品位の保持と業
務の進歩改善、そのため
の会員の指導であるが、
同委員会は個々の建築物
を地域に残された文化的
な集合体ととらえ、建築

後世に残し得る優れたデザインの建
築をつくり、地方の主体性と創意工
夫を表現していくことを目的として
いる。

この事業を地元の建築職能集団と
いう立場で、ある時は施工者として、
またある時は地元アーキテクトとし
て支えてきたのが、熊本県建築士会
であった。

士が建築専門家の立場から、県内各
地のまちづくり活動の支援にかかわ
っている。

有志が集う

活動のきっかけは、昭和五十七年
に県企画開発部が実施した事業「熊
本のまちなみ」の冊子作成に対し、
建築士会員が情報収集・情報提供を
行った中で、昔ながらの美しい町並
みが県内各地に残されていることに
建築士有志が感動したことが始まり
だった。さらに、翌五十八年には建
築士有志が県内の建築士や建築系大
学関係者に参集を呼び掛けて、オラ
ンダ人技術者ムルドルが設計した明
治三大築港の一つ三角西港の保存再
生を目的にシンポジウムを県西部の
宇土半島先端に位置する三角町(現
宇土市)で開催した。

★ 団体プロフィール ★

設立年＝平成7年5月
設立・運営主体＝その他各種団体
代表者＝水上文藝
会員数＝24人
＜事務局連絡先＞
〒862-0954
熊本県熊本市神水町1丁目3-7
(電話) 096-383-3200
(URL) <http://kumashikai.sakura.ne.jp>

その後、昭和五十九年に熊本県で
建築士会全国大会が開催された際に
は、江戸時代の土蔵白壁の建築群が
数多く残されていることから、分科
会のテーマ「市民といっしょに考え
る町づくり」に熊本市南部の川尻地
区をモデルケースとして取り上げ
た。この分科会開催に先立ち、県建
築士会で「まちづくり研究会」を設
立し、同地区の景観について調査研
究を行い、冊子「川尻・伝統と未来」
を作成し地元住民へも配布した。

それ以降も同地区を対象とする活
動は地道に継続され、平成元年には
熊本県建築士会の提案が取り上げら
れ、地元地域づくり団体「南部地区
市民の会」主催で地元小学生と住民
が参加した「川尻一万人で描く一枚
の絵」が実施された。

広がる活動の輪

川尻地区の経験を生かして、建築
士有志の活動は県内各地に広がっ
ていった。

例えば、昭和六十一年からは県北
部の山鹿市で、明治四十四年に建て
られた木造二階建て劇場、芝居小屋
「八千代座」(鬼瓦やノシ瓦を含めた
瓦の数は約三万三千点にも及ぶ)の
老朽化に伴う雨漏りを止めることを



菊池市御所通り地区

このような、建築士有志の地道な

まちづくり委員会の設置

目的に屋根ふき替え工事を支援している。
また、県北部に位置する菊池市は中世の武將菊池一族の本拠地として栄え、歴史あるたたずまいが残されている。特に城下町の風情が残っている御所通り地区には土蔵造りの酒蔵や能舞台などが残されていることから、昭和六十二年以降、地元建築士有志が同地区の景観保存運動にもかかわっている。

活動の結果、平成七年五月には建築士間のまちづくり活動のネットワーク化や、まちづくり情報の共有化を目的として「熊本県建築士会まちづくり委員会」が正式に誕生した。以来、さまざまなまちづくり活動を継続してきている。

本年三月には、江戸時代の参勤交代路であった豊前街道で県境を越えて検証するとともに、郷土史家やコンサルタントとも連携して、南関町中心

商店街の活性化のため「豊前街道南関御茶屋跡」でシンポジウムを開催する予定である。

会場予定地の御

茶屋跡は江戸時代末期に藩主の参勤交代や領内巡視の際に休憩・宿泊を目的に建てられたが、明治時代以降は小学校や役場として利用された。このため、用途に応じた増改築が施され、御茶屋本来の姿を失っていた。建築士有志の助言と協力もあり、平成十六年に国土交通省の交付金で国指

豊前街道南関御茶屋跡



定文化財の「豊前街道南関御茶屋跡」として復元されている。

建築士の「少士高齢化」

熊本県建築士会は二千八人の会員

を有しており、まちづくり委員会には本部会員十二人と十二支部から各一人が委員として参加している。現在のまちづくり委員会は、主に建築士と地元のまちづくり活動が円滑に連携を保って進むように情報提供を行っている。昭和五十年代と比較して建築士の「少士

高齢化」が進み、今まで活動を主導していた青年建築士がより重い責任を担いつつある。したがって、生業として建築業務に多忙を極め、ボランティア活動としての建築士会活動へ多くの時間を割くことが難しくなっている。

このため、まちづくり委員会の上水文藝委員長は「まちづくり委員会は情報提供やネットワーク化だけでなく、

く、昭和五十年代に建築士有志が単独で活動していたように、それぞれが居住する地域コミュニティ活動にも積極的に関与していく必要があることを痛感している」と率直に語った。

今後の方針

取材中に水上委員長「建築士が専門家の立場から、地元のまちづくり運動に関与することは、建築士の役割や重要性を世間一般に認識し、評価してもらえれば良い機会」と言葉が印象的であった。

また、同委員長は今後の活動方針として、人口減少社会や中心市街地の衰退、地域コミュニティの変質などに対応できるように、①誇りを持つて住み続けたいと思える美しい国土づくりへの支援②暮らしを支える昔ながらの建築技術の見直し③地球環境保全の三つのキーワードを挙げた。

この取材を通じて、建築士会に限らず、専門知識を有する職能集団がまちづくりをバックアップすることが活動内容を向上させるだけでなく、地域での職能集団の評価を高めることになることを強く感じた。

地域づくりは人づくり

これからのふるさとを創る「地域再生・地域活性化の担い手づくり」について考えます。

日時：平成18年3月7日(火) 13時～17時
(第10回ふるさとイベント大賞表彰式 併催)
会場：丸ビルホール
(東京都千代田区丸の内2-4-1 丸ビル7F)

13:00 開会

■第一部 「第10回ふるさとイベント大賞表彰式」

地域の魅力を高め、活力を生み出すことを目的に開催されるイベントから、特に斬新かつ独創的なものを顕彰。また受賞イベントを全国に紹介することによって、地域イベントの創造、発展、活性化に寄与することを目的としています。

選考委員長 石井幹子氏
(照明デザイナー)



石井幹子氏

■第二部 「地域再生実践フォーラム」

14:00 平成17年度地域再生実践塾開催地の紹介

14:10 トークセッション

「地域が育てる人づくり 人が育てる地域づくり」
望月照彦 (多摩大学大学院 教授)
細内信孝 (コミュニティ・ビジネス・ネットワーク 理事長)
衛 紀生 (舞台芸術環境フォーラム地域演劇マネジメントセンター 理事長)
須川一幸 (株)地域振興研究所 代表取締役)

15:40 平成18年度地域再生実践塾開催地の紹介

16:00 特別講演

「地域づくりは人づくり
ーソーシャルキャピタルの
考え方の実践」
金子郁容 (慶応義塾大学大学院
教授)



金子郁容 教授

17:00 閉会

【申し込み方法】

- ①インターネット：(財)地域活性化センターホームページ ([http:// www.chiiki-dukuri-hyakka.or.jp/](http://www.chiiki-dukuri-hyakka.or.jp/)) 地域再生実践フォーラムご案内の入力ホームでお申し込みください。
- ②ファクス：参加申込書を送付ください。
(当センターホームページからダウンロードできます)

【お問い合わせ・申し込み先】

(財)地域活性化センター 振興部業務第1課・第2課
〒103-0027 東京都中央区日本橋2-3-4
日本橋プラザビル13階
TEL. 03 (5202) 6137 FAX. 03 (5202) 0755
E-mail gyoumu1@jcrd.jp



第89回日本陸上競技選手権大会50km競歩 (4月開催・石川県輪島市)



第18回全国少年フェンシング大会 (8月開催・京都府大山崎町)

3月に開催される平成17年度承認大会は表の通りです。

お近くの方はぜひ会場へ！ 小中高校生の熱戦をご観戦ください。

開催日	大会名	大会会場
3/18 ～21	全国高等学校カーリング選手権大会	青森市スポーツ会館 (青森市)
3/23 ～26	全国高等学校選抜スキー大会	富良野スキー場 (北海道富良野市)
3/25 ～27	全国中学校選抜ボート大会	福井県立久々子湖ボートコース (福井県美浜町)
3/25 ～26	全国高等学校選抜ボート大会	天竜ボート場 (静岡県浜松市)
3/25 ～29	春の全国中学生ハンドボール選手権大会	氷見市ふれあいスポーツセンターほか (富山県氷見市)
3/25 ～29	風越カップ全日本少年アイスホッケー大会 (小学生の部)	軽井沢町風越公園アリーナ (長野県軽井沢町)
3/25 ～26	全国高等学校なぎなた選抜大会	(財)伊丹スポーツセンター (兵庫県伊丹市)
3/25 ～26	都城弓まつり全国弓道大会	都城市体育文化センター (宮崎県都城市)
3/26	全日本選抜高等学校パワーリフティング選手権大会兼全日本サブジュニアパワーリフティング選手権大会	さいたま市大宮武道館 (さいたま市)
3/26 ～28	都道府県対抗全日本中学生ソフトテニス大会	三重市宮庭球場ほか (三重県伊勢市)
3/29 ～31	全国小学生ソフトテニス大会	白子サニーコートほか (千葉県白子町)

※大会に関する詳しい内容、その他スポーツ拠点づくり推進事業に関するお問い合わせ先
情報サービス課 TEL. 03-5202-6135
FAX. 03-5202-0755

スポーツ拠点づくり推進事業
平成17年度
承認スポーツ大会開催のお知らせ

新北九州空港

東京・名古屋・沖縄・中国・
ロシアへ就航  東京

3.16 OPEN

 東京へ1日16便・名古屋へ
3便・沖縄へ1便  東京へ1日

 駐車場料金24時間390円  駐車場

新北九州空港



新北九州空港
2006.3.16 OPEN

URL <http://www1.sphere.ne.jp/kitair/>

秋 田県小坂町は北東北3県が接する中心に位置し、国立公園「十和田湖」を有する自然環境に恵まれた町である。

十和田湖へは多くの観光客が訪れ、四季折々の自然を満喫し楽しんでいる。十和田湖から町中心部へ至る樹海ラインには日本の滝100選に指定された「七滝」があり、道中において人々の目を和ませてくれる。

小坂町は幕末に小坂鉱山が発見されて以来、鉱山の町として発展し、日本の産業基盤を築いてきた。今では培った鉱業技術を活用したりサイクル技術による資源循環型のまちづくりを目指している。

こういった鉱山産業の発展に伴い、町には多くの明治時代の産業遺産群がある。小坂鉱山の事務所であった明治38年建築の「小坂鉱山事務所」、鉱山従業員の慰安施設であった明治43年建築の日本最古の芝居小屋「康楽館」は、現在では小坂町のシンボルとして、また、国重要文化財として多くの観光客が訪れる。ほかにも国登録有形文化財の「十和田ホテル」「天使館」、そして「旧小坂鉱山病院記念棟」など多くの近代化遺産が観光客を待ち受けている。



十和田湖

十和田湖の自然と明治時代の空間 演出する

小坂町は観光資源の活用により観光誘客に努めている。康楽館での4月から11月まで毎日繰り上げられる大衆演劇、7月には当代随一の歌舞伎役者による「歌舞伎大芝居」、小坂鉱山事務所では明治時代の雰囲気を経験する「モダン衣装室」など、多くの観劇・体験が可能だ。



康楽館



康楽館歌舞伎大芝居

こういったまちづくりは住民とともに培ってきたものだ。「歌舞伎大芝居」での多くのボランティア、「フラワーボランティア」による明治百年通りでの景観づくりなど、多くの住民がまちづくりを支えている。住民とともに築き上げてきた「十和田湖の自然と明治時代の空間を演出する小坂町」へぜひお越しください。

フラワーボランティア



小坂鉱山事務所



1月
(実施)

★日本橋プラザビルイベントスペース

●1月19日

静岡県浜松市三ヶ日観光協会

三ヶ日みかんPRキャンペーン (1)

●1月26日～27日

中山町 (山形県)

新鮮なかやま市 (2)

★ふるさと情報プラザ

●1月4日～6日

盛岡広域圏2市5町2村 (岩手県)

雪銀河 盛岡広域スキー・温泉・観光ポスター展

●1月10日～13日

能代観光協会 (秋田県)

白神山麓からの贈り物 (3)

●1月16日～20日

ながと路観光連絡協議会 (山口県)

心が温かくなる冬のながと路キャンペーン

●1月23日～27日

みちのく三大桜名所連絡会議

(青森県・岩手県・秋田県)

みちのく三大桜の名所観光展

●1月30日～31日

瀬戸内四都市広域観光推進協議会

(兵庫県・岡山県・徳島県・香川県)

あったまろう 瀬戸内4都 地酒再発見!! (4)

3月
(予定)

★日本橋プラザビル イベントスペース

●3月2日～3日

上山市 (山形県)

●3月8日～10日

宇土市 (熊本県)

●3月14日～15日

板橋区 (東京都)

●3月16日～17日

米沢市 (山形県)

★ふるさと情報プラザ

●3月6日～10日

片品村 (群馬県)

片品村「今残したい片品の景観」写真展

●3月15日～17日

米沢市・米沢市観光キャンペーン

推進協議会 (山形県)

上杉の城下町米沢 首都圏観光と物産キャンペーン

●3月22日～24日

富山県酒造組合・いきいき富山館 (富山県)

第一回富山の酒フェア

～春爛漫。花に酔い、酒に酔う～

●3月27日～31日

高知県東京事務所 (高知県)

土佐二十四万石博プレイベントin東京

【編集後記】

▼日差しがようやく和らいできた。冬の冷え込みが例年になく長く厳しかっただけに、今年は、春の到来を待ちわびていた人が多かったのではないだろうか。

春になると、人々で一段と賑わいを見せる場所の一つが公園だ。語らったり、花をめでたりと、子ども連れの夫婦や若いカップル、さらに広場での野球の練習に向かう少年たちの一団など、賑わい光景をよく見掛けるようになる。

▼この季節に合わせたわけではないが、三月号の特集では「公園」にスポットを当ててみた。その上、公園の整備方法や機能向上などといった面で工夫をしている公園の紹介に努めた。

特集はそうした意味合いでは、明治大学の奥水先生がまとめた原稿の中で、「緑とオープンスペースに係る課題」をめぐって強調している。四つの重点的な施策展開の内容に、おおむね沿うことができたと考えている。

▼特集の中グラビアで紹介している「蚕糸の森公園」に出掛けてみた。比較的大きな通りに面し、ほかの三方は住宅に囲まれて、公園としてはそう広くはない。

この公園を特徴付けているのは、何といっても小学校を併設していることだ。屋内外の運動場などの各施設は、地域にも開放される一方、災害時には防災上、重要な役割を担う。公園と学校は共に地域になくてはならないものだ。双方を一緒に考える方に、地域住民らの工夫のほどがうかがえた。(中)

【4月号予告】

地域づくり総務大臣表彰

地域づくり3月号

平成18年3月1日発行 編集・発行＝財団法人地域活性化センター

東京都中央区日本橋2-3-4 日本橋プラザビル13階 電話03-5202-6131 (代) <http://www.chiiki-dukuri-hyakka.or.jp/> 印刷・製本／株式会社丸井工文社

法律で許可された場合以外に、本誌からの無断転載を禁止します



オカピから
ありがとう。

暮らしのさまざまな場面で
お役に立っている宝くじの収益金。
たとえば近年では、
緑いっぱいの公園施設にオカピ舎を作りました。
これからも、大当たりの夢のお隣りで、
優しい営みを続けていきます。

宝くじの収益金は、
身近な街づくりに役立っています。

宝くじ



財団法人 日本宝くじ協会

当せんはしっかり調べて、しっかり換金。

<http://www.takarakuji.nippon-net.ne.jp>